

総合体育館、町民運動場使用料の改定（案）について

1. 貸出区分

貸出区分について、今回改定は行わない。（区分は別紙参照）

2. 算定方法

使用料・手数料等の適正化に関する基本方針において使用料等は、施設ごとの経費で算定することとなっている。

しかし、①当町の社会体育施設においては、指定管理者制度を導入しており、全ての社会体育施設分を併せて指定管理料を支払っていること、②施設により修繕費等にばらつきがあり、施設ごとの経費で算定した場合、類似施設であるのに使用料が大幅に違ってしまうことから、昨年度改定を行った「陸上競技場」、「テニスコート」及び今回改定を行う「総合体育館」、「益城町町民グラウンド」、「飯野町民グラウンド」、「広安町民第1グラウンド」、「福田町民グラウンド」、「津森町民グラウンド」に掛かる経費を合算し、それを按分して各施設の経費とする。

※昨年度と同様の算定方法。

3. 改定料金（案）

2により算定した結果、今回改定は行わない。（現行使用料は別紙参照）

益城町総合体育館使用料一覧表（町内料金）

メインアリーナ					冷暖房料(1時間)		
区分	照明	単位		料金	料金	備考	
占用利用	アリーナ	1/4(通常点灯)	全面	1時間	2,200	5,200	
		1/2点灯		1時間	2,400		
		全点灯		1時間	2,700		
	観覧席			全面	1時間	2,400	
	ステージ			1時間		アリーナ 占用利用 料金に含む	400
	放送室			1回			100
	付帯設備 バスケットオフィシャルセット			1セット1回		2,000	2セットあり
部分利用	バスケットボール (移動式ゴール)	1/4(通常点灯)	1面	1時間	900		本申請は前日まで
	バレーボール		1面	1時間	700		
	バドミントン		1面	1時間	300		
	卓球		1台	1時間	300		
	ステージ横控室		1部屋	1時間	200		
サブアリーナ					冷暖房料(1時間)		
区分	照明	単位		料金	料金	備考	
占用利用	アリーナ	全点灯	全面	1時間	700	1,000	バスケ・バレーは占用利用
部分利用	バドミントン	全点灯	1面	1時間	300		
	卓球	全点灯	1台	1時間	300		
武道場					冷暖房料(1時間)		
区分			単位	料金	料金	備考	
占用利用	武道場		全面	1時間	1,200	1,000	
部分利用	柔道場		1面	1時間	600		
	剣道場		1面	1時間	600		
	個人利用(5人まで)		1人	1時間	100		
	武道場控室1		1面	1時間	100	200	
	武道場控室2		1面	1時間	100	200	
多目的室					冷暖房料(1時間)		
区分			単位	料金	料金	備考	
占用利用	多目的室		全面	1時間	500	400	
部分利用	卓球		1台	1時間	300		予約は2週間先まで可
トレーニングルーム					冷暖房料(1時間)		
区分			単位	料金	料金	備考	
	トレーニングルーム		1人	2時間	300		回数券あり
会議室等					冷暖房料(1時間)		
区分			単位	料金	料金	備考	
	第1会議室		1部屋	1時間	300	300	
	第2会議室		1部屋	1時間	300	300	
	大会役員室		1部屋	1時間	200	200	
	控室1		1部屋	1時間	200	200	
	控室2		1部屋	1時間	200	200	
	児童室		1部屋	1時間	100	200	

※上記使用料は消費税を含んでいます。

※1時間未満の場合は、1時間の使用料になります。

※使用人数の半数以上が町民の場合は町内料金とします。チームID登録時に名簿提出をいただきます。

※総合体育館通常料金は町内料金の2倍になります。

※体育目的以外の料金は金額が異なります。別紙参照。

町内料金

益城町総合体育館使用料一覧表（通常料金）

メインアリーナ					冷暖房料(1時間)		
区分	照明	単位		料金	料金	備考	
占用利用	アリーナ	1/4(通常点灯)	全面	1時間	4,400	5,200	
		1/2点灯		1時間	4,800		
		全点灯		1時間	5,400		
	観覧席			全面	1時間	2,400	
	ステージ			1時間		400	
	放送室			1回		100	
	付帯設備 バスケットオフィシャルセット			1セット1回		2,000	2セットあり
部分利用	バスケットボール (移動式ゴール)	1/4(通常点灯)	1面	1時間	1,800	本申請は前日まで	
	バレーボール		1面	1時間	1,400		
	バドミントン		1面	1時間	600		
	卓球		1台	1時間	600		
	ステージ横控室		1部屋	1時間	400		
サブアリーナ					冷暖房料(1時間)		
区分	照明	単位		料金	料金	備考	
占用利用	アリーナ	全点灯	全面	1時間	1,400	1,000	バスケ・バレーは占用利用
部分利用	バドミントン	全点灯	1面	1時間	600		
	卓球	全点灯	1台	1時間	600		
武道場					冷暖房料(1時間)		
区分			単位		料金	料金	備考
占用利用	武道場		全面	1時間	2,400	1,000	
部分利用	柔道場		1面	1時間	1,200		
	剣道場		1面	1時間	1,200		
	個人利用(5人まで)		1人	1時間	200		
	武道場控室1		1面	1時間	200	200	
	武道場控室2		1面	1時間	200	200	
多目的室					冷暖房料(1時間)		
区分			単位		料金	料金	備考
占用利用	多目的室		全面	1時間	1,000	400	
部分利用	卓球		1台	1時間	600		予約は2週間先まで可
トレーニングルーム					冷暖房料(1時間)		
区分			単位		料金	料金	備考
	トレーニングルーム		1人	2時間	600		回数券あり
会議室等					冷暖房料(1時間)		
区分			単位		料金	料金	備考
	第1会議室		1部屋	1時間	600	300	
	第2会議室		1部屋	1時間	600	300	
	大会役員室		1部屋	1時間	400	200	
	控室1		1部屋	1時間	400	200	
	控室2		1部屋	1時間	400	200	
	児童室		1部屋	1時間	200	200	

※上記使用料は消費税を含んでいます。
 ※1時間未満の場合は、1時間の使用料になります。
 ※体育目的以外の料金は金額が異なります。別紙参照。

通常料金

益城町社会体育施設使用料一覧表

陸上競技場										
区分	単位	町内料金	町内照明料			通常料金	通常照明料			
			全灯	2/3灯	1/3灯		全灯	2/3灯	1/3灯	
競技場（全面）	1時間	3,000	5,000	3,750	1,880	6,000	10,000	7,500	3,750	
						4,000				
人工芝グラウンド	全面	1時間	2,000				1,800			
	半面（北側）	1時間	900				2,200			
	半面（南側）	1時間	1,100				2,200			
個人利用	1回/2時間	100	100			100	100			
付帯設備	放送設備	1回	500				500			
	写真判定装置	1回	2,000				2,000			
	陸上競技器具一式	1回	2,000				2,000			
	スコアボード	1回	500				500			

※照明点灯時は、人工芝グラウンド・半面の貸出しはいたしません。
 ※個人利用のみでは、照明の点灯はいたしません。

テニスコート						
区分	単位	町内料金	町内照明料	通常料金	通常照明料	
1面	1時間	350	600	700	1200	

益城町町民運動場施設使用料一覧表

益城町町民グラウンド							
区分	単位	町内料金	町内照明料	通常料金	通常照明料		
グラウンド	全面	1時間	600	2,000	1,200	4,000	
	1/2面（野球）	A	1時間	300	750	600	1,500
		C	1時間	300	750	600	1,500
	1/4面（ソフトボール）	A	1時間	150	750	300	1,500
		B	1時間	150	500	300	1,000
		C	1時間	150	750	300	1,500
	D	1時間	150	500	300	1,000	
ミニサッカーコート	1時間	300	350	600	700		
相撲場	1時間	150	100	300	200		

津森町民グラウンド						
区分	単位	町内料金	町内照明料	通常料金	通常照明料	
グラウンド全面（サッカー）※照明半面のみ	1時間	200	500	400	1,000	
グラウンド全面（ソフトボール）※照明半面のみ	1時間	200	500	400	1,000	

※照明については、令和4年度工事完了後、全面使用可能（1時間あたり町内750円、通常1,500円）

福田町民グラウンド				
区分	単位	町内料金	通常料金	
グラウンド	1時間	200	400	
ゲートボール場	1時間	100	200	

飯野町民グラウンド				
区分	単位	町内料金	通常料金	
グラウンド	1時間	150	300	

広安町民第一グラウンド（元山本山グラウンド）				
区分	単位	町内料金	通常料金	
多目的グラウンド（下段）	1時間	150	300	
グラウンドゴルフ、ゲートボール場（上段）	1時間	150	300	

※上記使用料は消費税を含んでいます。

※1時間未満の場合は、1時間の使用料になります。

※使用人数の半数以上が町民の場合は町内料金とします。チームID登録時に名簿提出をいただきます。

施設名 (体育施設費)

令和6年度調査項目

使用料に係る根拠条例等	適用除外の有・無	適用除外該当の理由
町民運動場の設置及び管理に関する条例	無	

最終料金見直し年度	平成31年度
-----------	--------

青色のセルに各年度の決算額を入力してください

3年間の経費の平均値 (円) ①	68,298,117 ※参考値
---------------------	-----------------

経費 (円)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	62,245,883	69,532,880	73,115,587	
人件費	289,700	273,393	280,788	
職員給与	289,700	273,393	280,788	
平均給与(円)	5,794,003	5,467,868	5,615,754	
職員数(人)	0.05	0.05	0.05	
報酬	0	0	0	
その他				
物件費	46,425,032	50,409,555	53,124,318	
賃金				
需用費	229,254	4,840	44,650	
光熱水費	142,779			
燃料費		4,840	2,340	
消耗品費	86,475		42,310	
その他				
役務費	19,250	1,773,627	487,410	
委託料 (指定管理料)	45,500,000	45,000,000	45,000,000	
委託料 (その他)	67,650	1,505,800	4,388,460	
使用料・賃借料	296,258	145,238	237,198	
その他	312,620	1,980,050	2,966,600	備品購入費
維持補修費	15,202,450	18,521,230	19,381,780	
修繕費	8,913,100	5,311,380	12,268,280	
その他	6,289,350	13,209,850	7,113,500	工事請負+原材料
減価償却費	328,701	328,701	328,701	
建物 (管理棟)				
設備 (管理棟以外)	328,701	328,701	328,701	

(減価償却費算出欄)

償却資産概要	構造又は用途	耐用年数(年)	償却率	取得価格(円)	
AED		7	0.143	874,500	R2購入
減価償却費	112,436				
スポーツトラック		20	0.050	4,805,900	H31購入
減価償却費	216,266				

施設名	按分率	R3 各施設経費	R4 各施設経費	R5 各施設経費	受益者負担率
総合体育館	0.20	12,449,177	13,906,576	14,623,117	30
陸上競技場	0.40	24,898,353	27,813,152	29,246,235	30
テニスコート	0.25	15,561,471	17,383,220	18,278,897	40
町民グラウンド	0.06	3,734,753	4,171,973	4,386,935	40
飯野グラウンド	0.02	1,244,918	1,390,658	1,462,312	30
広安第1グラウンド	0.02	1,244,918	1,390,658	1,462,312	30
福田グラウンド	0.02	1,244,918	1,390,658	1,462,312	30
津森グラウンド	0.03	1,867,377	2,085,986	2,193,468	30
計 ⑥	1.00	62,245,883	69,532,880	73,115,587	

令和6年度調査項目

使用料に係る根拠条例等	適用除外の有・無	適用除外該当の理由
益城町総合体育館条例	無	

最終料金見直し年度	平成31年度
-----------	--------

青色のセルに各年度の決算額を入力してください

3年間の経費の平均値 (円) ①	56,037,534
---------------------	------------

経費 (円)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	54,827,088	56,284,487	57,001,028
施設経費	12,449,177	13,906,576	14,623,117
減価償却費	42,377,911	42,377,911	42,377,911
建物	38,862,770	38,862,770	38,862,770
設備 ()	3,515,141	3,515,141	3,515,141

(減価償却費算出欄)

償却資産概要	構造又は用途	耐用年数(年)	償却率	取得価格(円)
建物(H9建設)	鉄筋コンクリート造	47	0.021	1,569,763,820
減価償却費	30,059,307	(2,544,100,000円 - 254,410,000円) × 0.021 = 48,716,809円		※1
建物(R2・単費)		47	0.021	459,736,389
減価償却費	8,803,463			※2 補助等を除いた町負担分
備品		20	0.050	78,114,244
減価償却費	3,515,141			

※1 20年使用して解体。耐用年数は新体育館と合わせ、取得価格は20年分の減価償却費を減算。取得価格2,544,100,000円 - (減価償却費48,716,809円 × 20年) = 1,569,763,820円

(施設の概要等)

施設の概要	(建築年次)	R2	(構造)
	(総面積)	8,680	

貸出施設	面積 (㎡)	利用係数		共有施設	面積 (㎡)
メインアリーナ	1,761.0	1.00	1,761.00		
サブアリーナ	665.0	1.00	665.00		
武道場	625.0	1.00	625.00		
→ 控室	24.0	0.05	1.20		
多目的室	202.0	1.00	202.00		
トレーニングルーム	255.0	1.00	255.00		
会議室	144.0	1.00	144.00		
大会役員室	36.0	0.50	18.00		
控室1.2(2部屋分)	76.0	0.50	38.00		
児童室(2部屋分)	17.0	0.25	4.25		
計 ②	3,820			計	0

年間開館日数	300
1日の開館時間	13.0

⇒

年間使用時間	3,900.0 時間
③	

原価算定

1㎡あたり単価	④ = ① ÷ ②	14,668
1㎡・1時間あたり単価	⑤ ÷ ③	3.76

施設名 (益城町総合体育館)

1㎡・1時間あたり単価	3.76
-------------	------

使用料原価 (1時間あたり)

貸出施設	面積 (㎡)	積算	使用料原価 (円)	
メインアリーナ	1,761.0	1㎡・1時間あたり単価×面積	6,623	
サブアリーナ	665.0		2,501	
武道場	625.0		2,351	
→ 控室	24.0		90	
多目的室	202.0		760	
トレーニングルーム	255.0		959	
会議室	144.0		542	
大会役員室	36.0		135	
控室1.2(2部屋分)	76.0		286	
児童室(2部屋分)	17.0		64	

※ 使用料原価には、1時間あたりの冷暖房費が含まれています。

施設の受益者負担の割合

施設の種類・区分	負担割合 (%)	区分及び負担割合の設定理由
第2分類・区分B	30	

使用料受益者負担 (1時間あたり)

貸出施設	使用料原価 (円)	受益者負担 (円)	現行使用料 (円)
メインアリーナ	6,623	1,987	2,200
サブアリーナ	2,501	750	700
武道場	2,351	705	1,200
→ 控室	90	27	100
多目的室	760	228	500
トレーニングルーム	959	288	300
会議室	542	162	300
大会役員室	135	41	200
控室1.2(2部屋分)	286	86	400
児童室(2部屋分)	64	19	100

※ 現行使用料以外に冷暖房費を別途徴収している場合は、備考欄に1時間あたりの料金を記載してください。

見直しの必要性の有無

貸出施設	現行使用料 (円)	受益者負担 (円)	最終決定 改定料金案
メインアリーナ	2,200	1,987	2,200
サブアリーナ	700	750	700
武道場	1,200	705	1,200
→ 控室	100	27	100
多目的室	500	228	500
トレーニングルーム	300	288	300
会議室	300	162	300
大会役員室	200	41	200
控室1.2(2部屋分)	400	86	400
児童室(2部屋分)	100	19	100

理由	受益者負担額を鑑み、現行使用料の据え置きとする。なお、サブアリーナはメインアリーナバレーボール利用の額と合わせるため据え置きとする。
----	--

参考資料

備品等の貸出しがあれば、その内容を記載してください。

備品等名	現行貸出料金 (円)	貸出料金改定案 (円)	備考
バスケットボール表示器	設定なし	2,000	得点、ファール回数、プザー/回

総合体育館空調設備使用料金 (案)

電気料金①	従量料金	燃料調整費 単価	再エネ賦課金	合計
	17.6	0.63	1.4	19.63円

↑九州電力の単価を入力。

1. 単独機器系統

No	記号	機器名	台数	対象空調室	能力 (kw)	消費電力 (kw)②	電気料金 (円/h)②×①
1	AHU-1	エアハンドリングユニット	1	アリーナ	224.0	122.06	2396.0
2	AHU-2	エアハンドリングユニット	1	アリーナ	224.0	122.06	2396.0
メインアリーナ料金							
3	ACO-1	ビル用マルチエアコン	1	西側観覧席	112.0	35.00	687.1
4	ACI-1	床置マルチエアコン	4	西側観覧席	28.0	6.00	117.8
5	ACO-2	ビル用マルチエアコン	1	北側観覧席	112.0	35.00	687.1
6	ACI-2	床置マルチエアコン	4	北側観覧席	28.0	6.00	117.8
7	ACO-3	ビル用マルチエアコン	1	南側観覧席	112.0	35.00	687.1
8	ACI-3	床置マルチエアコン	4	南側観覧席	28.0	6.00	117.8
観覧席料金							
9	PAC-1	設備用エアコン	1	ステージ系統	50.0	18.97	372.4
ステージ空調設備使用料金							
10	ACO-4	ビル用マルチエアコン	1	サブアリーナ	112.0	35.00	687.1
11	ACI-4	床置マルチエアコン	4	サブアリーナ	28.0	6.00	117.8
サブアリーナ料金							
12	ACO-9	ビル用マルチエアコン	1	多目的室系統	45.0	15.15	297.4
13	ACI-9	天井4方吹	6	多目的室	7.1	0.30	5.9
多目的室料金							
14	PAC-2	パッカーエアコン	1	1階放送室	4.0	1.72	33.8
放送室料金							

2. マルチパッケージ式系統 (能力率分算出)

No	記号	機器名	台数	対象空調室	能力 (kw)	能力計 (kw)	能力比 (%)	個消費電力 (kw)②	案分電力 (kw)③	消費電力 (kw)②+③=④	電気料金 (円/h)④×①
11	ACO-5	ビル用マルチエアコン	1	武道場	100.0			36.76			
12	ACI-5-1	天井4方吹	4	武道場	11.2	44.8	42%	0.48	15.54	16.02	314.4
13	ACI-5-2	天井4方吹	8	武道場	7.1	56.8	54%	0.40	19.70	20.10	394.5
武道場料金											
14	ACI-5-3	天井2方吹	1	武道場控室1	2.2	2.2	2%	0.05	0.76	0.81	708.9
15	ACI-5-3	天井2方吹	1	武道場控室2	2.2	2.2	2%	0.05	0.76	0.81	16.0
武道場控室料金											
16	ACO-11	ビル用マルチエアコン	1	会議室系統	22.4			6.34			
17	ACI-11	天井4方吹	2	第一会議室	5.6	11.2	50%	0.12	3.17	3.29	64.5
18	ACI-11	天井4方吹	2	第二会議室	5.6	11.2	50%	0.12	3.17	3.29	64.5
会議室料金											
19	ACO-13	ビル用マルチエアコン	1	大会役員室系統	22.4			6.34			
20	ACI-13-1	天井4方吹	1	大会役員室	4.5	4.5	23%	0.05	1.45	1.50	29.5
21	ACI-13-2	天井2方吹	1	控室1	4.5	4.5	23%	0.05	1.45	1.50	29.5
22	ACI-13-2	天井2方吹	1	控室2	4.5	4.5	23%	0.05	1.45	1.50	29.5
23	ACI-13-3	天井2方吹	1	児童室	2.2	2.2	11%	0.05	0.71	0.76	14.9
24	ACI-13-3	天井2方吹	1	授乳室	2.2	2.2	11%	0.05	0.71	0.76	14.9

※消費電力は定格電力で算出、基本料金(デマンド)は考慮せず。マルチ系統の空調機は、屋外機の消費電力を各スペースの負荷に応じ案分した。
換気設備は別途考慮しない。(空調設備不使用時にも換気設備は稼働する為、室料に込みと判断。)

6 空調設備等使用料

区分		1時間当たりの使用料		試算(新庁舎・竹辺)
空調設備	メインアリーナ	5,200円		4,792
	観覧席	2,400円		2,414
	ステージ	400円		372
	サブアリーナ	1,000円		805
	武道場	1,000円		709
	多目的室	400円		303
	第1会議室	300円		65
	第2会議室	300円		65
	控室1	200円		30
	控室2	200円		30
	大会役員室	200円		30
	放送室	100円		34
	武道場控室1	200円		16
	武道場控室2	200円		16
	児童室	200円		15
照明器具	メインアリーナ	全部点灯	500円	
		2分の1点灯	200円	
	サブアリーナ	全部点灯	100円	

施設名 (益城町町民グラウンド)

令和6年度調査項目

使用料に係る根拠条例等	適用除外の有・無	適用除外該当の理由
町民運動場の設置及び管理に関する条例	無	

最終料金見直し年度	平成31年度
-----------	--------

青色のセルに各年度の決算額を入力してください

3年間の経費の平均値 (円) ①	4,097,887	※参考値
---------------------	-----------	------

経費 (円)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設経費	3,734,753	4,171,973	4,386,935
減価償却費			
建物(管理棟)			
設備(管理棟以外)			

(減価償却費算出欄)

償却資産概要	構造又は用途	グラウンド	ミニサッカー	相撲場	
トイレ	コンクリートブロック造				H7年10月竣工
減価償却費	302,007	264,361	23,424	14,222	
シャワー室	鉄筋コンクリート造				H18年9月竣工
減価償却費	70,875			70,875	
倉庫(相撲場)	木造平屋建				H21年3月竣工
減価償却費	154,813			154,813	
相撲場	鉄骨造				H3年3月竣工
減価償却費	634,722			634,722	
ミニサッカー場	フェンス				H22年5月竣工
減価償却費	283,500		283,500		
管理棟	木造平屋建				復旧工事分
減価償却費	5,705	4,994	442	269	
木造倉庫	木造平屋建				復旧工事分
減価償却費	3,305	2,893	256	156	
RC造倉庫	コンクリートブロック造				復旧工事分
減価償却費	955	836	74	45	
トイレ	コンクリートブロック造				復旧工事分
減価償却費	6,381	5,586	495	300	
Aコートトイレ	コンクリートブロック造				復旧工事分
減価償却費	101	88	8	5	
シャワー室	鉄筋コンクリート造				復旧工事分
減価償却費	2,092			2,092	
相撲場	鉄骨造				復旧工事分
減価償却費	98			98	
工作物	フェンス等				復旧工事分
減価償却費	25,313	25,313			
工作物	フェンス等				改修工事分
減価償却費	745,200	745,200			
北側フェンス修繕	コンクリートブロック造				H31年竣工
減価償却費	77,946	77,946			
防球ネット等修繕	コンクリートブロック造				H31年竣工
減価償却費	147,906	129,469	11,472	6,965	
西側駐車場アスファルト	コンクリートブロック造				R2年10月竣工
減価償却費	1,953,744	1,710,203	151,537	92,005	
		2,966,888	471,209	976,567	

貸出施設	面積 (㎡)	面積割合
グラウンド(全面)	18960.00	0.875
野球(A・Cコート)	上記内数(9480.00)	
ソフトボール	上記内数(4740.00)	
ミニサッカー	1680.00	0.078
相撲場	1020.00	0.047
計 ②	21660.00	1

施設名

(益城町町民グラウンド)

令和6年度調査項目

使用料に係る根拠条例等	適用除外の有・無	適用除外該当の理由
町民運動場の設置及び管理に関する条例	無	

最終料金見直し年度	平成31年度
-----------	--------

青色のセルに各年度の決算額を入力してください

3年間の経費の平均値 (円) ①	6,553,958
---------------------	-----------

経費 (円)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大件費	6,236,090	6,618,809	6,806,976
面積案分	3,269,202	3,651,921	3,840,087
職員給与	(面積按分) ・ 人件費 ・ 物件費 ・ 維持補修費 ・ 減価償却費 (共用部分)		
平均給与(円)			
職員数(人)			
報酬			
その他			
物件費			
賃金			
需用費			
光熱水費			
燃料費			
消耗品費			
その他			
役務費			
委託料			
使用料・賃借料			
その他			
維持補修費			
修繕費			
その他			
減価償却費	2,966,888	2,966,888	2,966,888
建物 (管理棟)			
設備 (管理棟以外)			

(減価償却費算出欄)

償却資産概要	構造又は用途	耐用年数(年)	償却率	取得価格(円)
減価償却費		0		

(施設の概要等)

施設の概要	(建築年次)	S48	(構造)運動場
	(総面積)	29,334	

貸出施設	面積 (㎡)	共有施設	面積 (㎡)
グラウンド(全面)	18960.00		
野球(A・Cコート)	上記内数 (9480.00)		
ソフトボール	上記内数 (4740.00)		
計 ②	18960.00	計	0

年間開館日数	357	⇒	年間使用可能時間	4,641.0 時間
1日の開館時間	13.0		③	

原価算定

1㎡あたり単価	④ = ① ÷ ②	346
1㎡・1時間あたり単価	④ ÷ ③	0.07

施設名 (益城町町民グラウンド)

1㎡・1時間あたり単価	0.07
-------------	------

使用料原価 (1時間あたり)

貸出施設	面積 (㎡)	積算	使用料原価 (円)
グラウンド(全面)	18,960.00	1㎡・1時間あたり単価×面積	1,412
野球(A・Cコート)	9,480.00		706
ソフトボール	4,740.00		353

※ 使用料原価には、1時間あたりの冷暖房費が含まれています。

施設の受益者負担の割合

施設の分類・区分	負担割合 (%)	区分及び負担割合の設定理由
第2分類・区分C	40	

使用料受益者負担 (1時間あたり)

貸出施設	使用料原価 (円)	受益者負担 (円)	現行使用料 (円)
グラウンド(全面)	1,412	565	600
野球(A・Cコート)	706	282	300
ソフトボール	353	141	150

※ 現行使用料以外に冷暖房費を別途徴収している場合は、備考欄に1時間あたりの料金を記載してください。

見直しの必要性の有無

貸出施設	現行使用料 (円)	受益者負担 (円)	最終決定 改定料金案
グラウンド(全面)	600	565	600
野球(A・Cコート)	300	282	300
ソフトボール	150	141	150

理由	町民グラウンドは、他校区グラウンドと異なり町外の大会が数多く開催されるため、受益者負担割合を40%としている(地域住民等については減免で対応)。受益者負担額を切り上げ、現行使用料の据え置きとする。
----	--

参考資料

備品等の貸出しがあれば、その内容を記載してください。

備品等名	貸出料金 (円)	備品等名	貸出料金 (円)

施設名

(益城町町民グラウンド・ミニサッカー場)

令和6年度調査項目

使用料に係る根拠条例等	適用除外の有・無	適用除外該当の理由
町民運動場の設置及び管理に関する条例	無	

最終料金見直し年度	平成31年度
-----------	--------

青色のセルに各年度の決算額を入力してください

3年間の経費の平均値 (円) ①	789,051
---------------------	---------

経費 (円)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大件費	760,885	794,797	811,470
面積案分	289,676	323,588	340,261
職員給与			
平均給与(円)			
職員数(人)			
報酬			
その他			
物件費			
賃金			
需用費			
光熱水費			
燃料費			
消耗品費			
その他			
役務費			
委託料			
使用料・賃借料			
その他			
維持補修費			
修繕費			
その他			
減価償却費	471,209	471,209	471,209
建物(管理棟)			
設備(管理棟以外)			

(面積按分)

- ・ 人件費
- ・ 物件費
- ・ 維持補修費
- ・ 減価償却費 (共用部分)

(減価償却費算出欄)

償却資産概要	構造又は用途	耐用年数(年)	償却率	取得価格(円)
減価償却費		0		

(施設の概要等)

施設の概要	(建築年次)	S48	(構造)運動場
	(総面積)	29,334	

貸出施設	面積 (㎡)	共有施設	面積 (㎡)
ミニサッカー	1680.00		
計 ②	1680.00	計	0

年間開館日数	179
1日の開館時間	13.0

⇒

年間使用可能時間	2,320.5 時間
③	

原価算定

1㎡あたり単価	④ = ① ÷ ②	470
1㎡・1時間あたり単価	④ ÷ ③	0.20

施設名 (益城町町民グラウンド・ミニサッカー場)

1㎡・1時間あたり単価	0.20
-------------	------

使用料原価（1時間あたり）

貸出施設	面積（㎡）	積算	使用料原価（円）
ミニサッカー	1,680.00	1㎡・1時間あたり単価×面積	340

※ 使用料原価には、1時間あたりの冷暖房費が含まれています。

施設の受益者負担の割合

施設の種類・区分	負担割合（％）	区分及び負担割合の設定理由
第2分類・区分C	40	

使用料受益者負担（1時間あたり）

貸出施設	使用料原価（円）	受益者負担（円）	現行使用料（円）
ミニサッカー	340	136	300

※ 現行使用料以外に冷暖房費を別途徴収している場合は、備考欄に1時間あたりの料金を記載してください。

見直しの必要性の有無

貸出施設	現行使用料（円）	受益者負担（円）	最終決定改定料金案
ミニサッカー	300	136	300

理由	受益者負担額を鑑み、現行使用料の据え置きとする。
----	--------------------------

参考資料

備品等の貸出しがあれば、その内容を記載してください。

備品等名	貸出料金（円）	備品等名	貸出料金（円）

施設名

(益城町町民グラウンド・相撲場)

令和6年度調査項目

使用料に係る根拠条例等	適用除外の有・無	適用除外該当の理由
町民運動場の設置及び管理に関する条例	無	

最終料金見直し年度	平成31年度
-----------	--------

青色のセルに各年度の決算額を入力してください

3年間の経費の平均値 (円) ①	1,169,542
---------------------	-----------

経費 (円)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		1,152,442	1,173,031	1,183,154
大件費		175,875	196,464	206,587
面積案分	職員給与	(面積按分) ・ 人件費 ・ 物件費 ・ 維持補修費 ・ 減価償却費 (共用部分)		
	平均給与(円)			
	職員数(人)			
	報酬			
その他				
物件費	賃金			
	需用費			
	光熱水費			
	燃料費			
	消耗品費			
	その他			
	役務費			
	委託料			
使用料・賃借料				
その他				
維持補修費				
修繕費				
その他				
減価償却費		976,567	976,567	976,567
建物 (管理棟)				
設備 (管理棟以外)				

(減価償却費算出欄)

償却資産概要	構造又は用途	耐用年数(年)	償却率	取得価格(円)
減価償却費		0		

(施設の概要等)

施設の概要	(建築年次)	S48	(構造)運動場
	(総面積)	29,334	

貸出施設	面積 (㎡)	共有施設	面積 (㎡)
相撲場	1020.00		
計 ②	1020.00	計	0

年間開館日数	357
1日の開館時間	13.0

⇒

年間使用可能時間	4,641.0 時間
----------	------------

原価算定

1㎡あたり単価	④ = ① ÷ ②	1,147
1㎡・1時間あたり単価	④ ÷ ③	0.25

施設名 (益城町町民グラウンド・相撲場)

1㎡・1時間あたり単価	0.25
-------------	------

使用料原価 (1時間あたり)

貸出施設	面積 (㎡)	積算	使用料原価 (円)
相撲場	1,020.00	1㎡・1時間あたり単価×面積	252

※ 使用料原価には、1時間あたりの冷暖房費が含まれています。

施設の受益者負担の割合

施設の種類・区分	負担割合 (%)	区分及び負担割合の設定理由
第2分類・区分C	40	

使用料受益者負担 (1時間あたり)

貸出施設	使用料原価 (円)	受益者負担 (円)	現行使用料 (円)
相撲場	252	101	150

※ 現行使用料以外に冷暖房費を別途徴収している場合は、備考欄に1時間あたりの料金を記載してください。

見直しの必要性の有無

貸出施設	現行使用料 (円)	受益者負担 (円)	最終決定 改定料金案
相撲場	150	101	150

理由	受益者負担額を切り上げ、現行使用料の据え置きとする。
----	----------------------------

参考資料

備品等の貸出しがあれば、その内容を記載してください。

備品等名	貸出料金 (円)	備品等名	貸出料金 (円)

施設名

(益城町飯野町民グラウンド)

令和6年度調査項目

使用料に係る根拠条例等	適用除外の有・無	適用除外該当の理由
町民運動場の設置及び管理に関する条例	無	

最終料金見直し年度	平成31年度
-----------	--------

青色のセルに各年度の決算額を入力してください

3年間の経費の平均値 (円) ①	1,365,962
---------------------	-----------

経費 (円)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	1,244,918	1,390,658	1,462,312
施設経費	1,244,918	1,390,658	1,462,312
減価償却費	0	0	0
建物			
設備			

(減価償却費算出欄)

償却資産概要	構造又は用途	耐用年数(年)	償却率	取得価格(円)
減価償却費		0		
減価償却費		0		

(施設の概要等)

施設の概要	(建築年次)	S55	(構造)運動場
	(総面積)	8,393	

貸出施設	面積 (㎡)	共有施設	面積 (㎡)
グラウンド	5500.00	駐車場	
計 ②	5500.00	計	2,893

年間開館日数	357
1日の開館時間	8.0

⇒

年間使用可能時間	2,856.0 時間
③	

原価算定

1㎡あたり単価	④ = ① ÷ ②	248
1㎡・1時間あたり単価	④ ÷ ③	0.09

施設名 (益城町飯野町民グラウンド)

1㎡・1時間あたり単価	0.09
-------------	------

使用料原価 (1時間あたり)

貸出施設	面積 (㎡)	積算	使用料原価 (円)
グラウンド	5,500.00	1㎡・1時間あたり単価×面積	478
0	0.00		0
0	0.00		0
0	0.00		0
0	0.00		0
0	0.00		0

※ 使用料原価には、1時間あたりの冷暖房費が含まれています。

施設の受益者負担の割合

施設の種類・区分	負担割合 (%)	区分及び負担割合の設定理由
第2分類・区分B	30	

使用料受益者負担 (1時間あたり)

貸出施設	使用料原価 (円)	受益者負担 (円)	現行使用料 (円)
グラウンド	478	143	150
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0

※ 現行使用料以外に冷暖房費を別途徴収している場合は、備考欄に1時間あたりの料金を記載してください。

見直しの必要性の有無

貸出施設	現行使用料 (円)	受益者負担 (円)	最終決定 改定料金案
グラウンド	150	143	150
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0

理由	受益者負担額を切り上げ、現行使用料の据え置きとする。
----	----------------------------

参考資料

備品等の貸出しがあれば、その内容を記載してください。

備品等名	貸出料金 (円)	備品等名	貸出料金 (円)

施設名

(益城町広安町民第1グラウンド)

令和6年度調査項目

使用料に係る根拠条例等	適用除外の有・無	適用除外該当の理由
町民運動場の設置及び管理に関する条例	無	

最終料金見直し年度	平成31年度
-----------	--------

青色のセルに各年度の決算額を入力してください

3年間の経費の平均値 (円) ①	1,545,038
---------------------	-----------

経費 (円)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	1,423,994	1,569,734	1,641,388
施設経費	1,244,918	1,390,658	1,462,312
減価償却費	179,076	179,076	179,076
建物 (管理棟)			
設備 (管理棟以外)	179,076	179,076	179,076

(減価償却費算出欄)

償却資産概要	構造又は用途	耐用年数(年)	償却率	取得価格(円)	
防球ネット	ネット設備	15	0.067	1,580,000	H26年8月竣工
減価償却費	95,274				
防球ネット改修	ネット設備	15	0.067	809,460	H27年3月竣工
減価償却費	48,810				
休憩所	鉄骨造	30	0.033	1,166,400	H28年3月竣工
減価償却費	34,992				

(施設の概要等)

施設の概要	(建築年次)	H24	(構造)運動場
	(総面積)	15,920	

貸出施設	面積 (㎡)	共有施設	面積 (㎡)
多目的グラウンド	4800.00	駐車場	
グラウンドゴルフ・ゲートボー	4900.00	管理棟	
計 ②	9700.00	計	6,220

年間開館日数	357	⇒	年間使用可能時間	2,856.0 時間
1日の開館時間	8.0		③	

原価算定

1㎡あたり単価	④ = ① ÷ ②	159
1㎡・1時間あたり単価	④ ÷ ③	0.06

施設名

(益城町広安町民第1グラウンド)

1㎡・1時間あたり単価	0.06
-------------	------

使用料原価（1時間あたり）

貸出施設	面積（㎡）	積算	使用料原価（円）
多目的グラウンド	4,800.00	1㎡・1時間あたり単価×面積	268
グラウンドゴルフ・ゲートボール	4,900.00		273

※ 使用料原価には、1時間あたりの冷暖房費が含まれています。

施設の受益者負担の割合

施設の分類・区分	負担割合（％）	区分及び負担割合の設定理由
第2分類・区分B	30	

使用料受益者負担（1時間あたり）

貸出施設	使用料原価（円）	受益者負担（円）	現行使用料（円）
多目的グラウンド	268	80	150
グラウンドゴルフ・ゲートボール	273	82	150

※ 現行使用料以外に冷暖房費を別途徴収している場合は、備考欄に1時間あたりの料金を記載してください。

見直しの必要性の有無

貸出施設	現行使用料（円）	受益者負担（円）	最終決定 改定料金案
多目的グラウンド	150	80	150
グラウンドゴルフ・ゲートボール	150	82	150

理由	受益者負担額を鑑み、現行使用料の据え置きとする。
----	--------------------------

参考資料

備品等の貸出しがあれば、その内容を記載してください。

備品等名	貸出料金（円）	備品等名	貸出料金（円）

施設名 (益城町福田町民グラウンド)

令和6年度調査項目

使用料に係る根拠条例等	適用除外の有・無	適用除外該当の理由
町民運動場の設置及び管理に関する条例	無	

最終料金見直し年度	平成31年度
-----------	--------

青色のセルに各年度の決算額を入力してください

3年間の経費の平均値 (円) ①	1,709,620
---------------------	-----------

経費 (円)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	1,588,575	1,734,315	1,805,969
施設経費	1,244,918	1,390,658	1,462,312
減価償却費	343,657	343,657	343,657
建物	55,351	55,351	55,351
設備 (管理棟以外)	288,306	288,306	288,306

(減価償却費算出欄)

償却資産概要	構造又は用途	耐用年数(年)	償却率	取得価格(円)	
倉庫	鉄筋コンクリート	38	0.026	2,337,062	H5年3月竣工
減価償却費	55,351	(2,337,062円-233,706円) × 0.026 = 55,351円			
ダッグアウト	鉄骨造	30	0.033	1,223,640	H27年竣工
減価償却費	36,709				
防球ネット		20	0.050	5,591,046	R3年11月竣工
減価償却費	251,597				

(施設の概要等)

施設の概要	(建築年次)	S58	(構造)運動場
	(総面積)	14,125	

貸出施設	面積 (㎡)	共有施設	面積 (㎡)
グラウンド	10000.00	駐車場	
ゲートボール場	900.00		
計 ②	10900.00	計	4,125

年間開館日数	357	⇒	年間使用可能時間	2,856.0 時間
1日の開館時間	8.0		③	

原価算定

1㎡あたり単価	④ = ① ÷ ②	157
1㎡・1時間あたり単価	④ ÷ ③	0.05

施設名 (益城町福田町民グラウンド)

1㎡・1時間あたり単価	0.05
-------------	------

使用料原価 (1時間あたり)

貸出施設	面積 (㎡)	積算	使用料原価 (円)
グラウンド	10,000.00	1㎡・1時間あたり単価×面積	549
ゲートボール場	900.00		49

※ 使用料原価には、1時間あたりの冷暖房費が含まれています。

施設の受益者負担の割合

施設の分類・区分	負担割合 (%)	区分及び負担割合の設定理由
第2分類・区分B	30	

使用料受益者負担 (1時間あたり)

貸出施設	使用料原価 (円)	受益者負担 (円)	現行使用料 (円)
グラウンド	549	165	200
ゲートボール場	49	15	100

※ 現行使用料以外に冷暖房費を別途徴収している場合は、備考欄に1時間あたりの料金を記載してください。

見直しの必要性の有無

貸出施設	現行使用料 (円)	受益者負担 (円)	最終決定 改定料金案
グラウンド	200	165	200
ゲートボール場	100	15	100

理由	受益者負担額を切り上げ、現行使用料の据え置きとする。
----	----------------------------

参考資料

備品等の貸出しがあれば、その内容を記載してください。

備品等名	貸出料金 (円)	備品等名	貸出料金 (円)

施設名 (益城町津森町民グラウンド)

令和6年度調査項目

使用料に係る根拠条例等	適用除外の有・無	適用除外該当の理由
町民運動場の設置及び管理に関する条例	無	

最終料金見直し年度	平成31年度
-----------	--------

青色のセルに各年度の決算額を入力してください

3年間の経費の平均値 (円) ①	2,999,294
---------------------	-----------

経費 (円)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	2,817,727	3,036,337	3,143,819
施設経費	1,867,377	2,085,986	2,193,468
減価償却費	950,351	950,351	950,351
建物	493,959	493,959	493,959
設備	456,392	456,392	456,392

(減価償却費算出欄)

償却資産概要	構造又は用途	耐用年数(年)	償却率	取得価格(円)	
倉庫	鉄筋コンクリート	38	0.026	2,491,517	H5年3月竣工
減価償却費	59,010	(2,491,517円-249,152円) × 0.026 = 59,010円			
トイレ	鉄筋コンクリート	38	0.026	18,364,500	H18年3月竣工
減価償却費	434,949	(18,364,500円-1,836,450円) × 0.026 = 434,949円			
フェンス	金網	15	0.067	3,003,000	H23年2月竣工
減価償却費	181,081	(3,003,000円-300,300円) × 0.067 = 181,081円			
防球ネット		20	0.050	6,118,024	R3年10月竣工
減価償却費	275,311				

(施設の概要等)

施設の概要	(建築年次)	S56	(構造)運動場
	(総面積)	14,714	

貸出施設	面積 (㎡)	共有施設	面積 (㎡)
グラウンド(サッカー)	8200.00		
ソフトボール	4740.00		
ゲートボール場	2300.00		
グラウンドゴルフ場	3900.00		
計 ②	19140.00	計	0

※ソフトボール面積 ← 町民G

年間開館日数	357	⇒	年間使用可能時間	4,641.0 時間
1日の開館時間	13.0		③	

原価算定

1㎡あたり単価	④ = ① ÷ ②	208
1㎡・1時間あたり単価	④ ÷ ③	0.04

施設名 (益城町津森町民グラウンド)

1㎡・1時間あたり単価	0.04
-------------	------

使用料原価 (1時間あたり)

貸出施設	面積 (㎡)	積算	使用料原価 (円)
グラウンド(サッカー)	8,200.00	1㎡・1時間あたり単価×面積	368
ソフトボール	4,740.00		213
ゲートボール場	2,300.00		103
グラウンドゴルフ場	3,900.00		175
0	0.00		0

※ 使用料原価には、1時間あたりの冷暖房費が含まれています。

施設の受益者負担の割合

施設の種類・区分	負担割合 (%)	区分及び負担割合の設定理由
第2分類・区分B	30	

使用料受益者負担 (1時間あたり)

貸出施設	使用料原価 (円)	受益者負担 (円)	現行使用料 (円)
グラウンド(サッカー)	368	110	200
ソフトボール	213	64	200
ゲートボール場	103	31	貸出し対象外
グラウンドゴルフ場	175	53	貸出し対象外

※ 現行使用料以外に冷暖房費を別途徴収している場合は、備考欄に1時間あたりの料金を記載してください。

見直しの必要性の有無

貸出施設	現行使用料 (円)	受益者負担 (円)	最終決定 改定料金案
グラウンド(サッカー)	200	110	200
ソフトボール	200	64	200
ゲートボール場	貸出し対象外	31	貸出し対象外
グラウンドゴルフ場	貸出し対象外	53	貸出し対象外

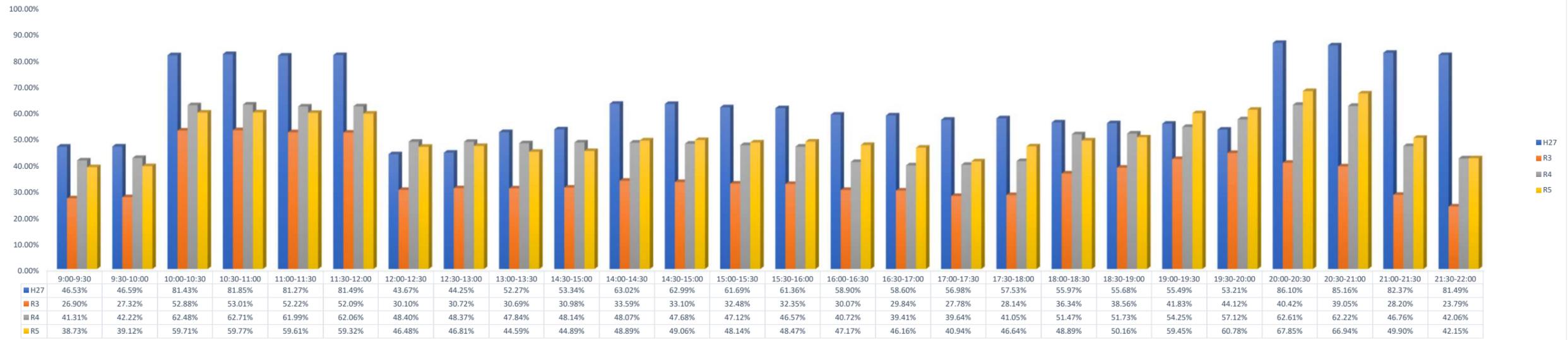
理由	受益者負担額を鑑み、現行使用料の据え置きとする。
----	--------------------------

参考資料

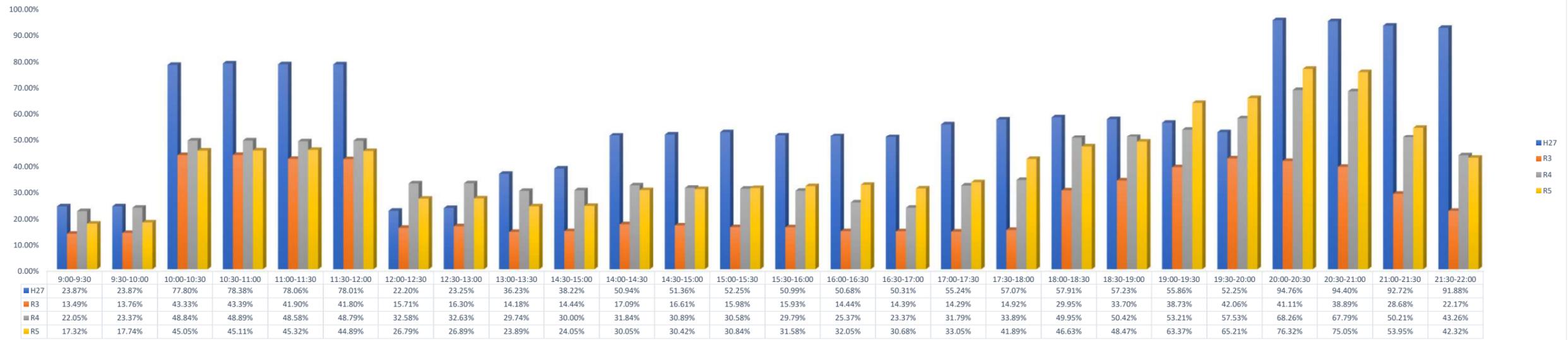
備品等の貸出しがあれば、その内容を記載してください。

備品等名	貸出料金 (円)	備品等名	貸出料金 (円)

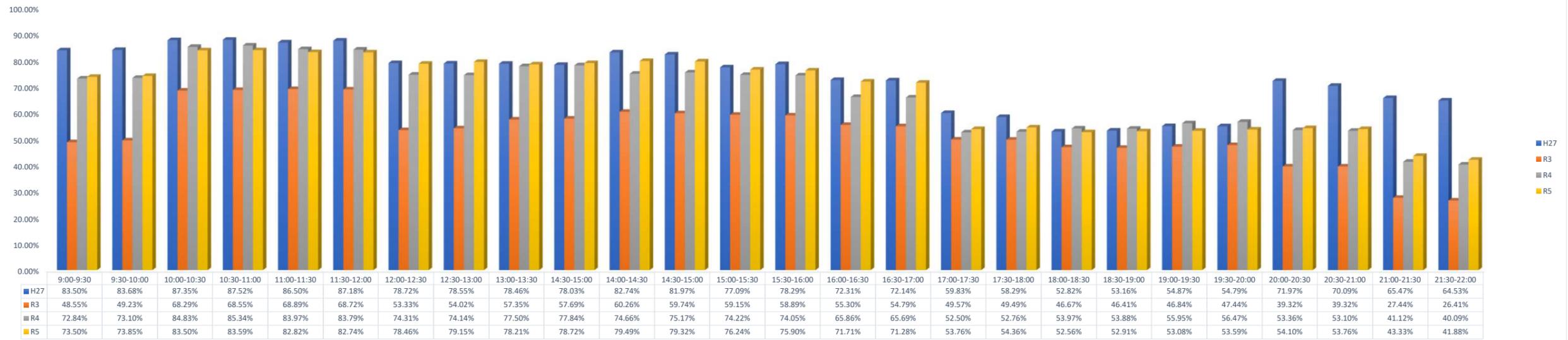
全体稼働率 施設名：総合体育館 区分：メインアリーナ



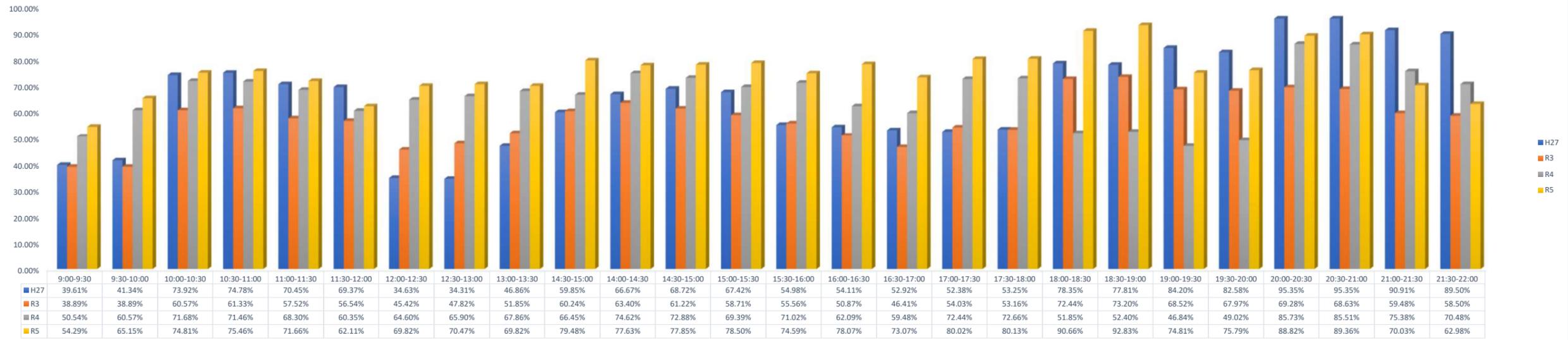
平日稼働率 施設名：総合体育館 区分：メインアリーナ



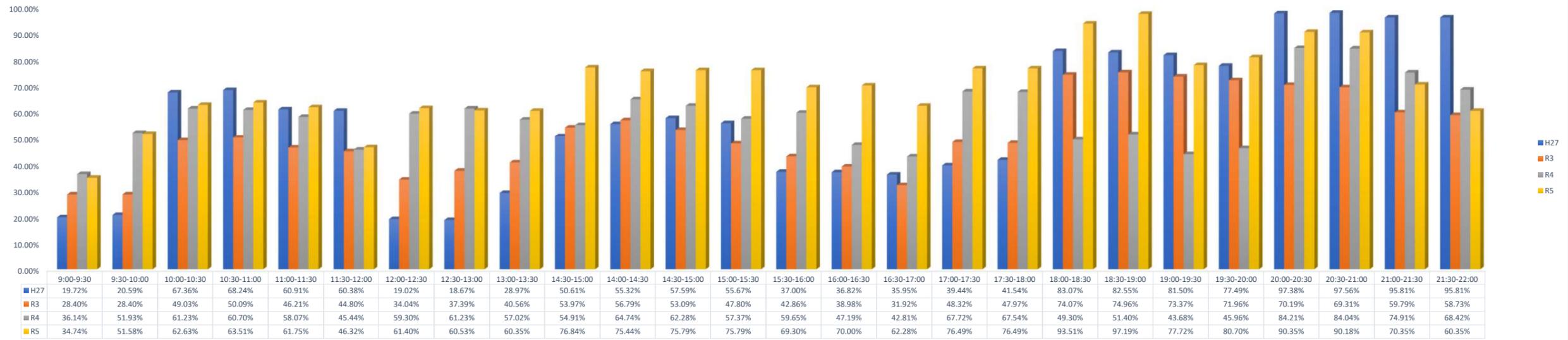
休日稼働率 施設名：総合体育館 区分：メインアリーナ



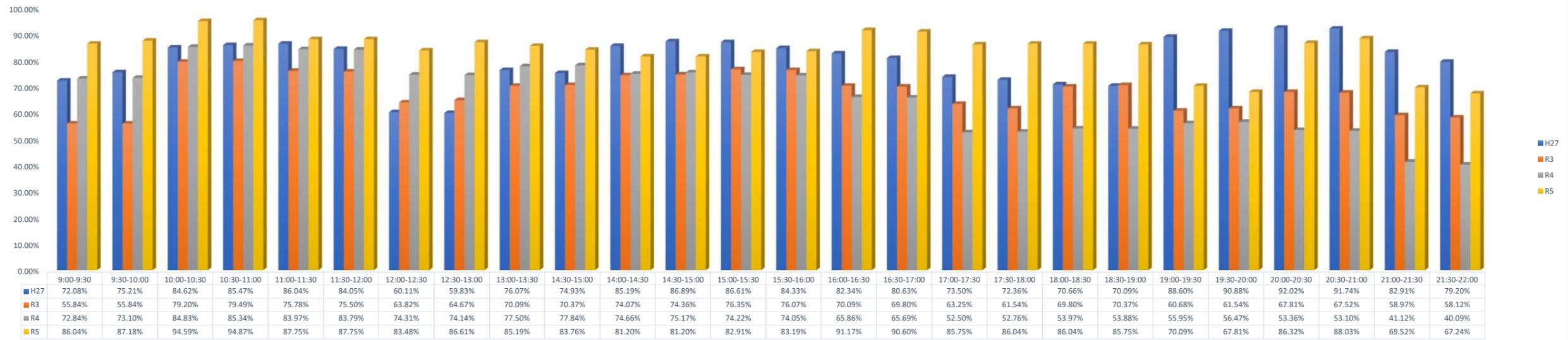
全体稼働率 施設名：総合体育館 区分：サブアリーナ



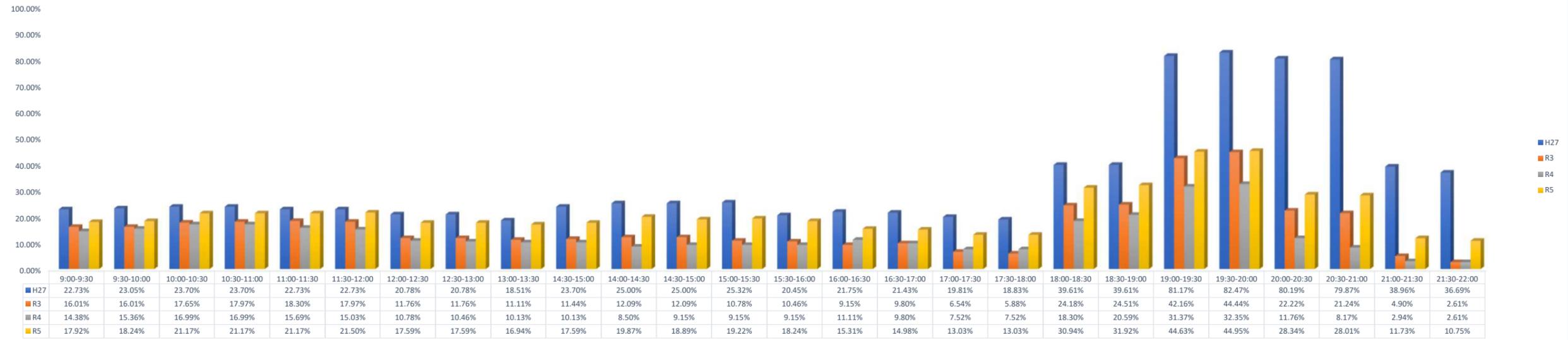
平日稼働率 施設名：総合体育館 区分：サブアリーナ



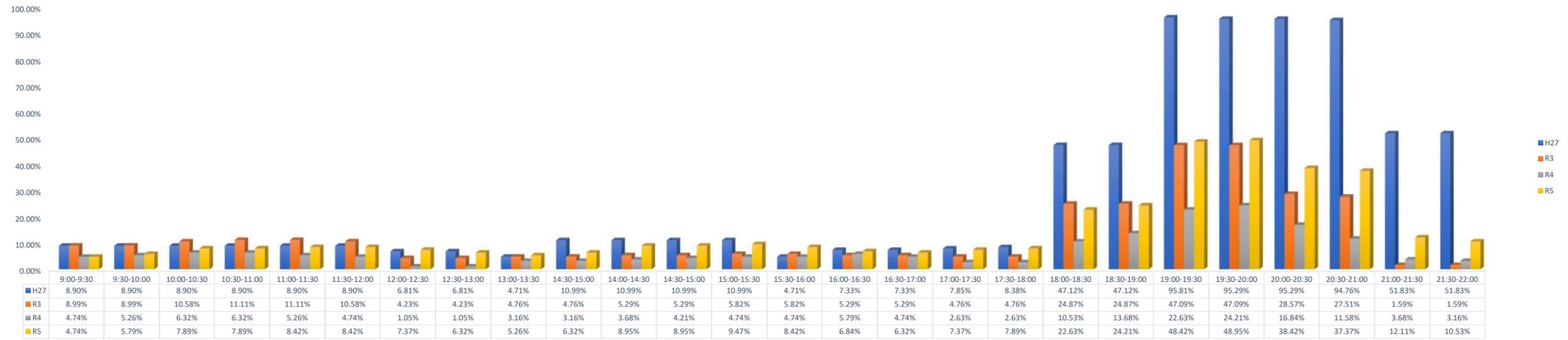
休日稼働率 施設名：総合体育館 区分：サブアリーナ



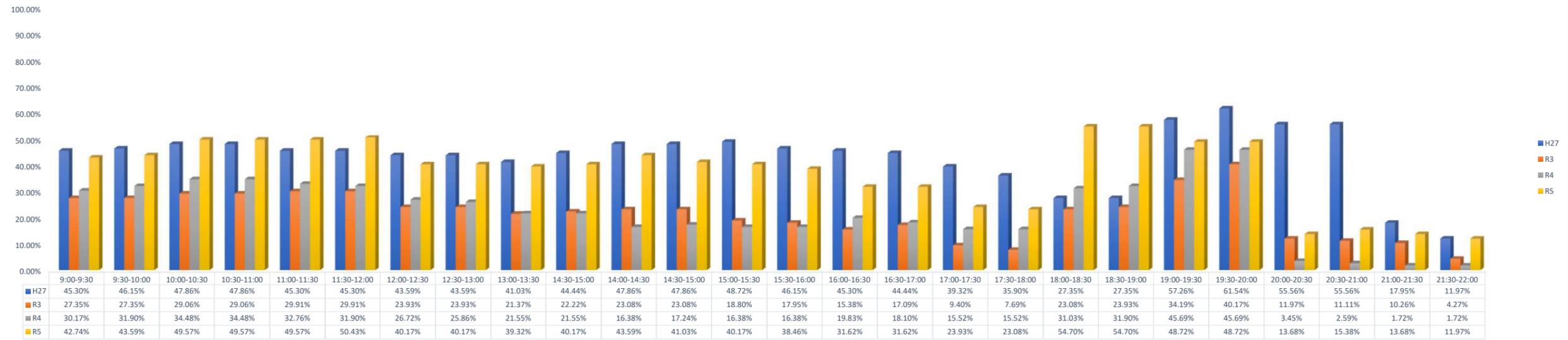
全体稼働率 施設名：総合体育館 区分：武道場_空手・剣道等



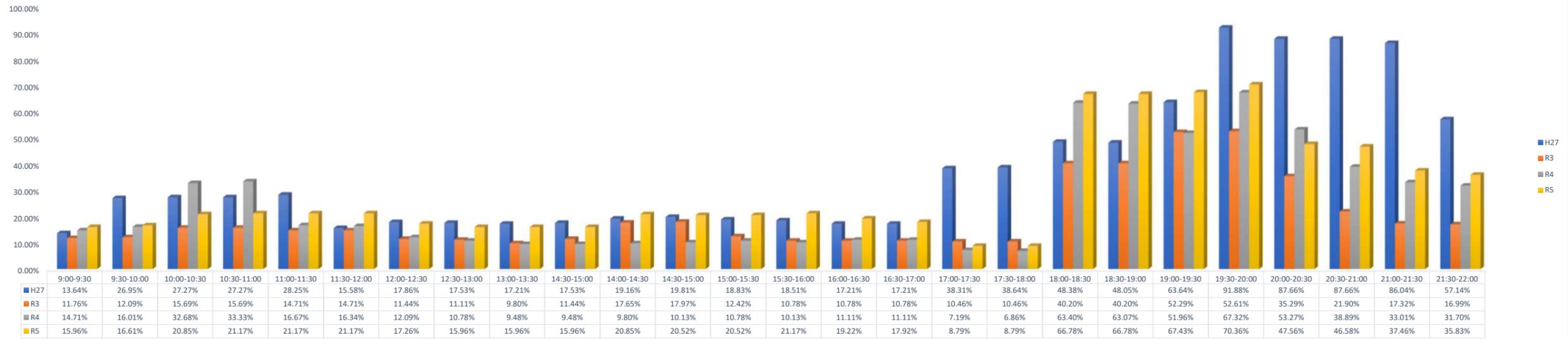
平日稼働率 施設名：総合体育館 区分：武道場_空手・剣道等



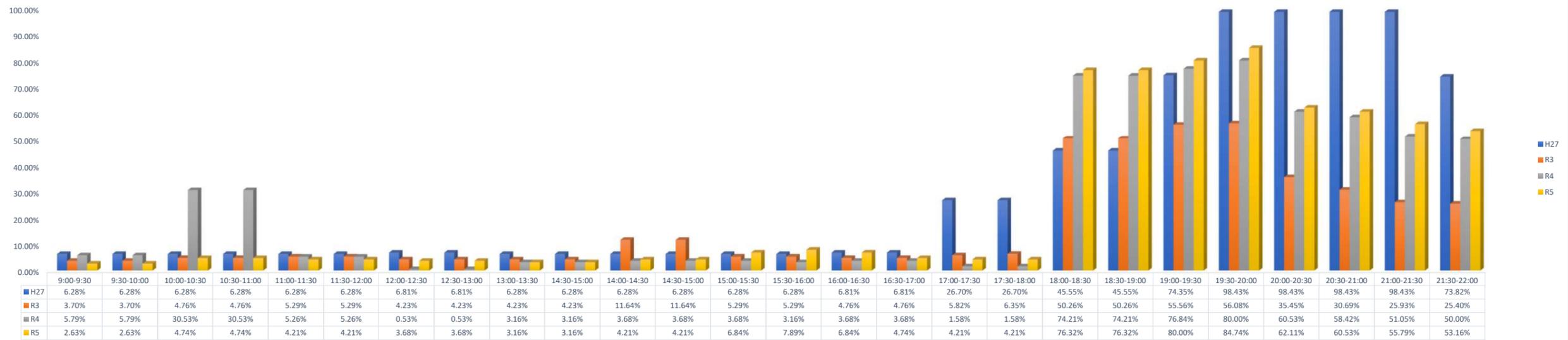
休日稼働率 施設名：総合体育館 区分：武道場_空手・剣道等



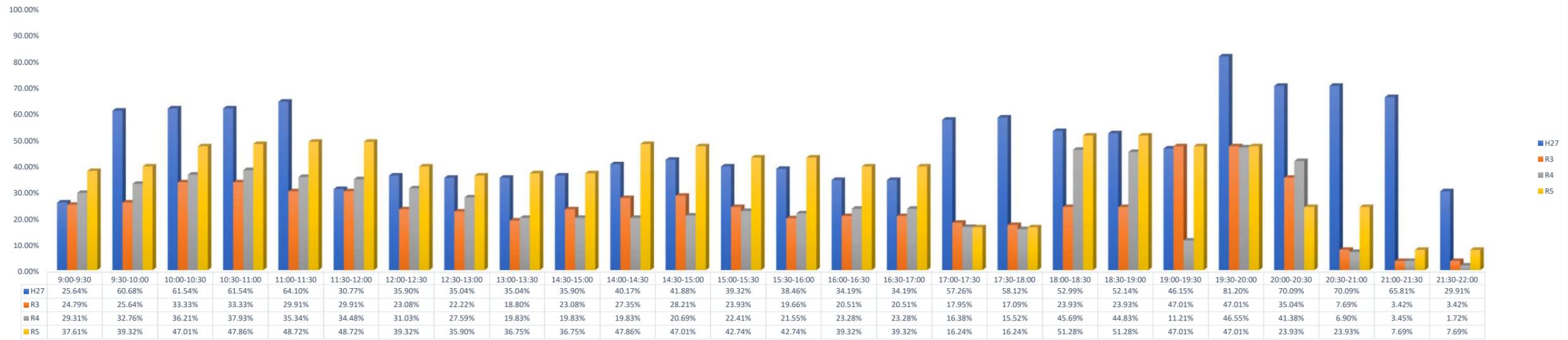
全体稼働率 施設名：総合体育館 区分：武道場_柔道



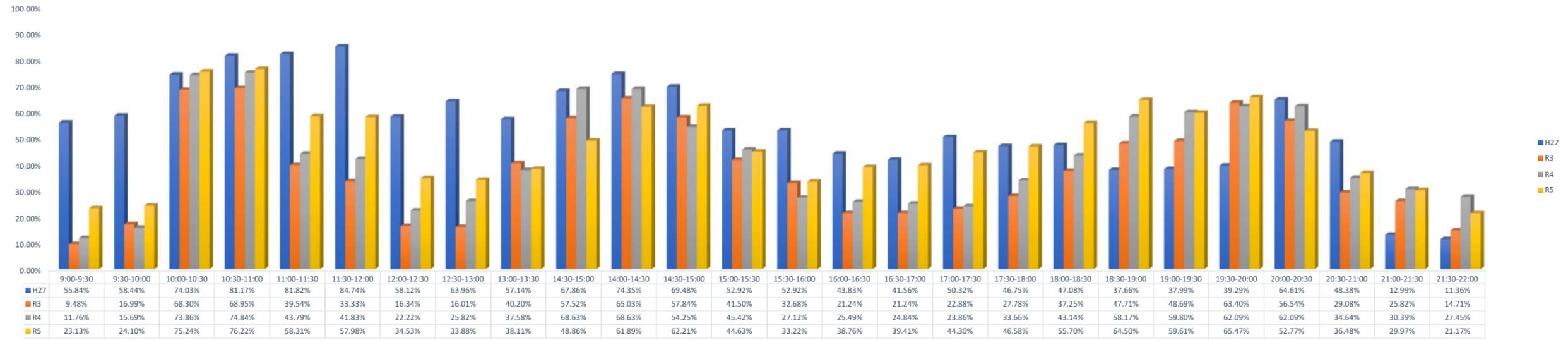
平日稼働率 施設名：総合体育館 区分：武道場_柔道



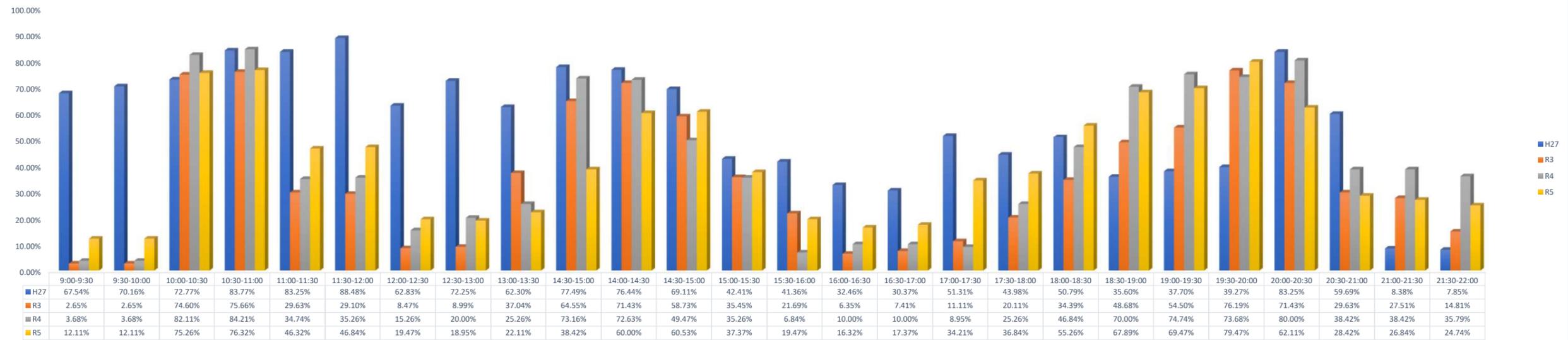
休日稼働率 施設名：総合体育館 区分：武道場_柔道



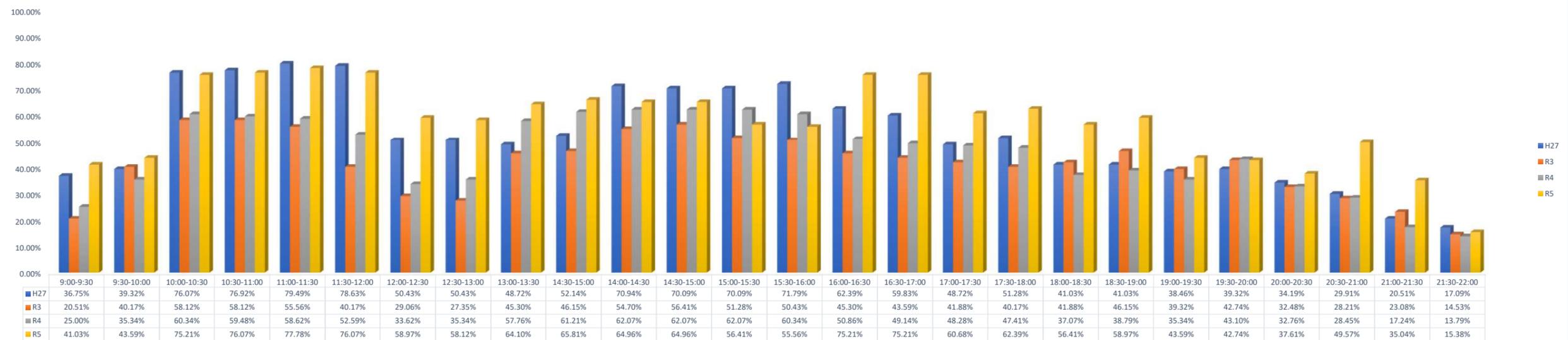
全体稼働率 施設名：総合体育館 区分：多目的室



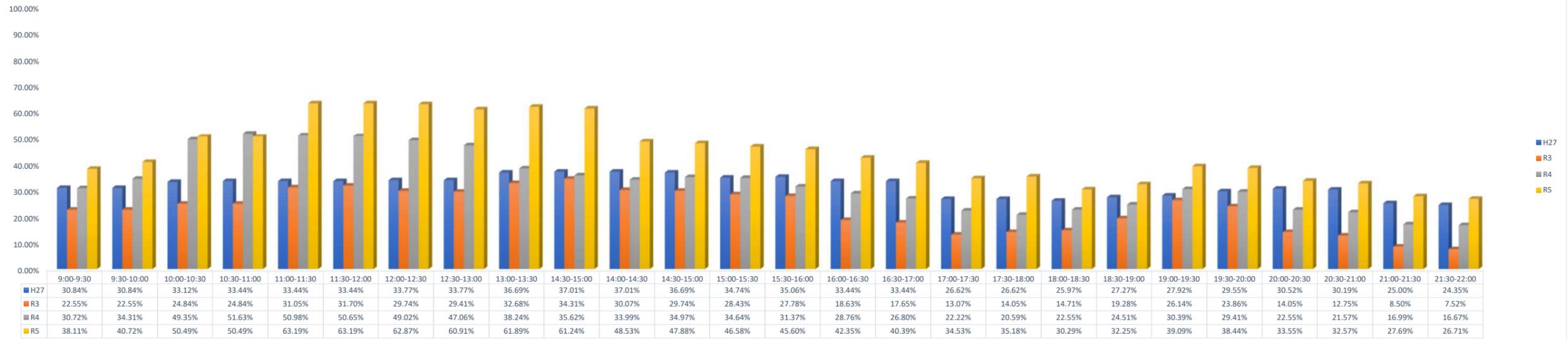
平日稼働率 施設名：総合体育館 区分：多目的室



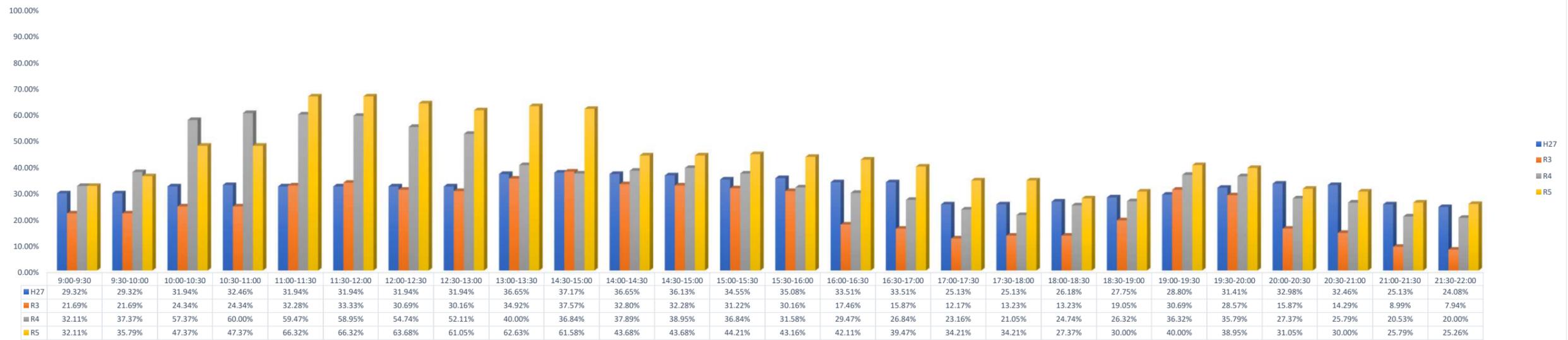
休日稼働率 施設名：総合体育館 区分：多目的室



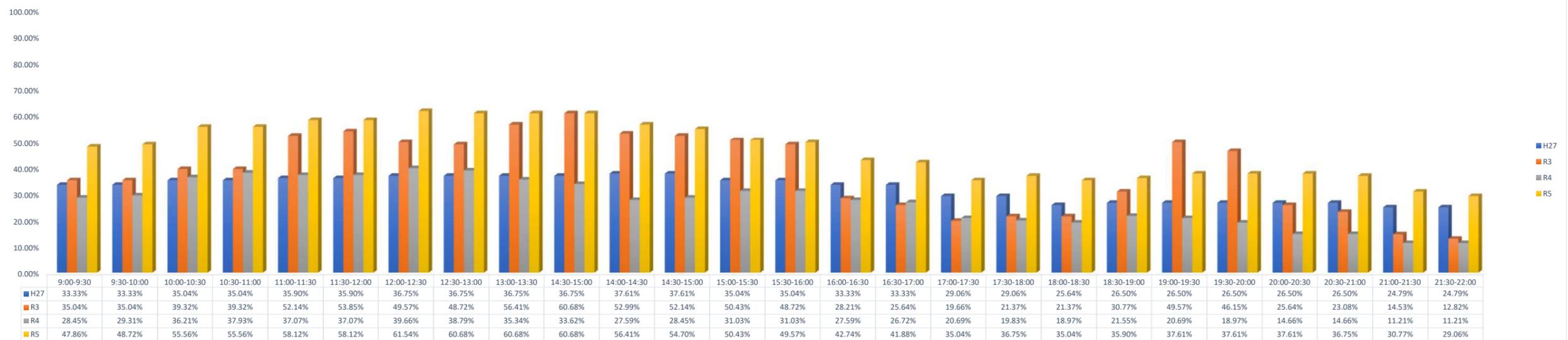
全体稼働率 施設名：総合体育館 区分：第1会議室



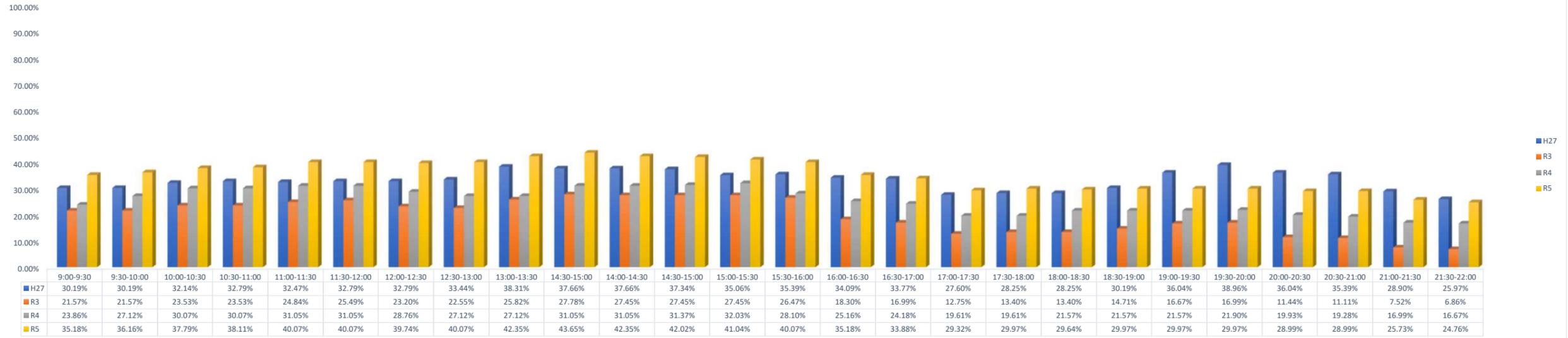
平日稼働率 施設名：総合体育館 区分：第1会議室



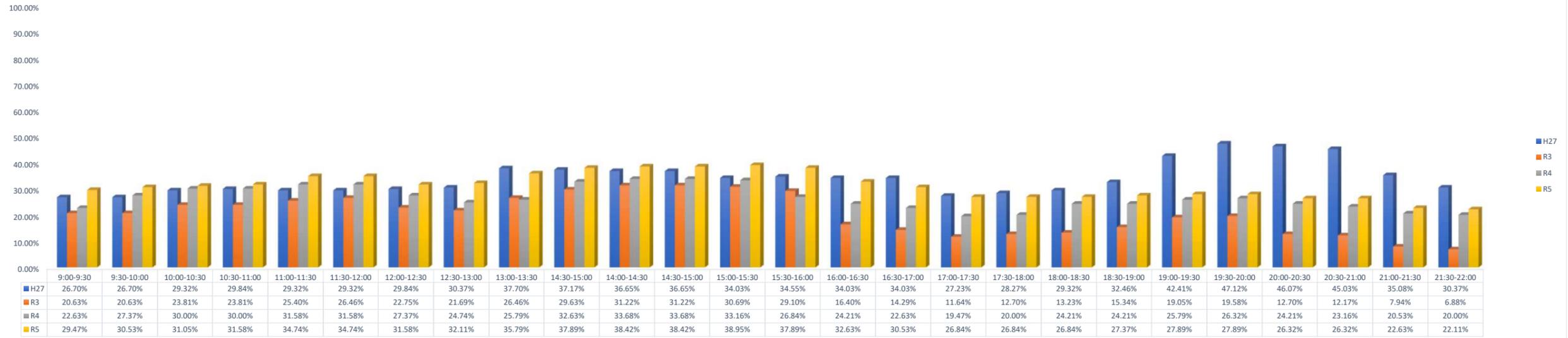
休日稼働率 施設名：総合体育館 区分：第1会議室



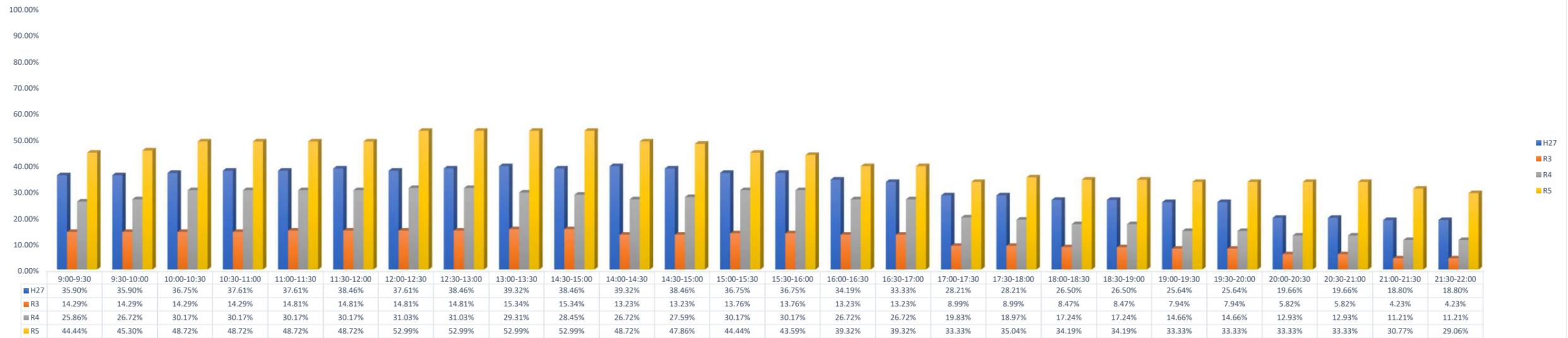
全体稼働率 施設名：総合体育館 区分：第2会議室



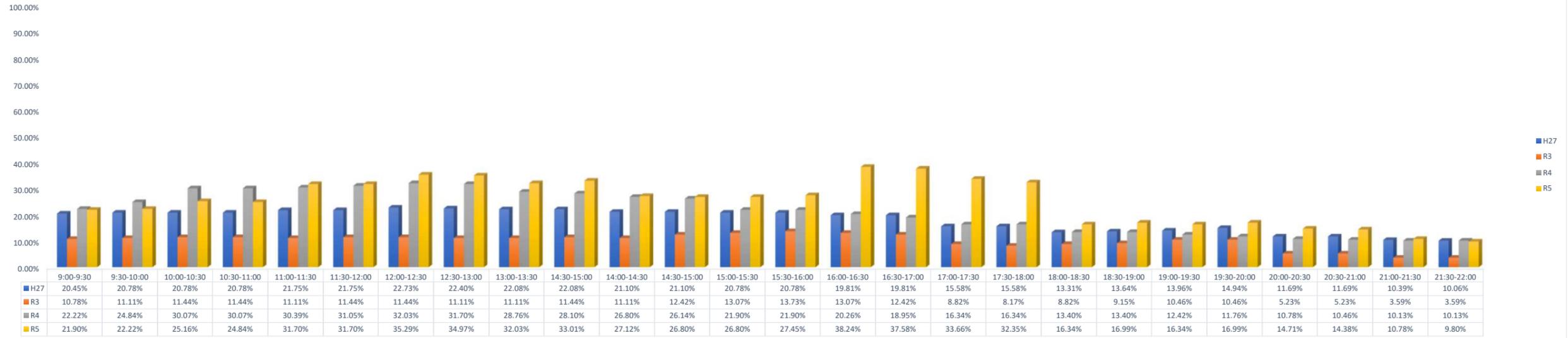
平日稼働率 施設名：総合体育館 区分：第2会議室



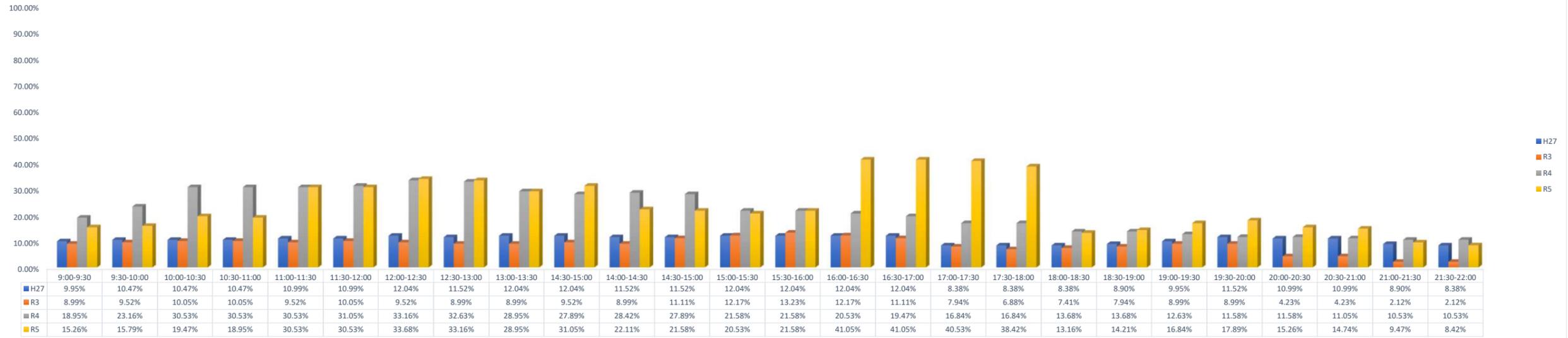
休日稼働率 施設名：総合体育館 区分：第2会議室



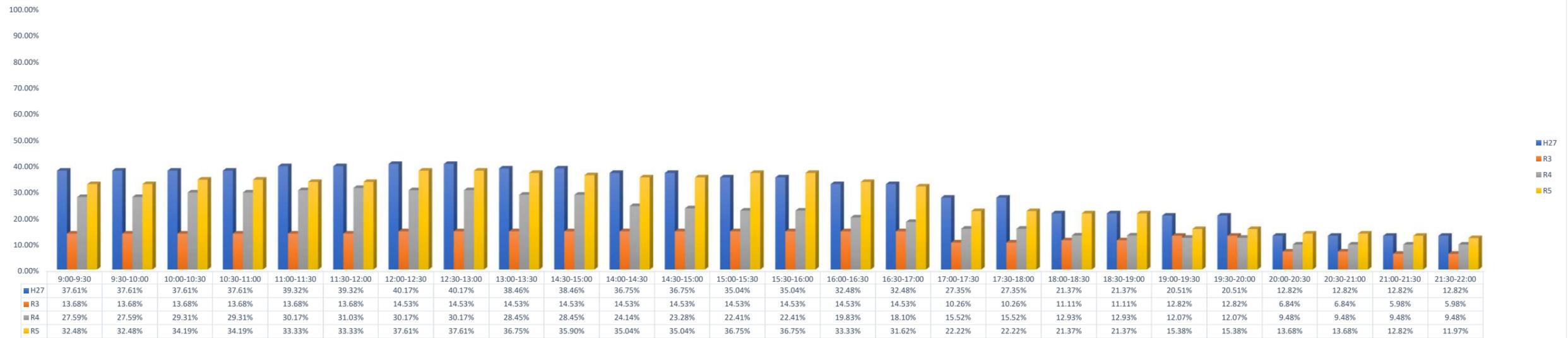
全体稼働率 施設名：総合体育館 区分：大会役員室



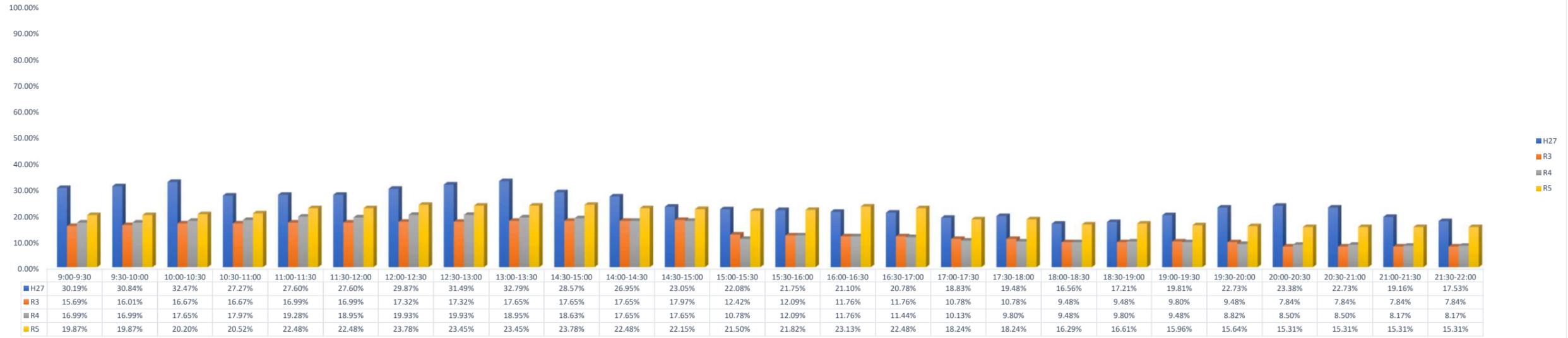
平日稼働率 施設名：総合体育館 区分：大会役員室



休日稼働率 施設名：総合体育館 区分：大会役員室



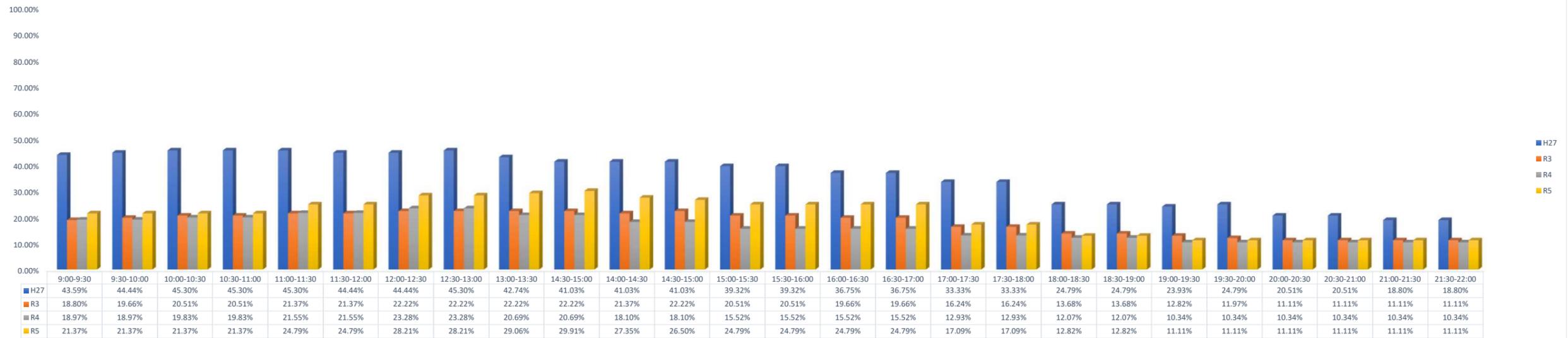
全体稼働率 施設名：総合体育館 区分：選手控室 1



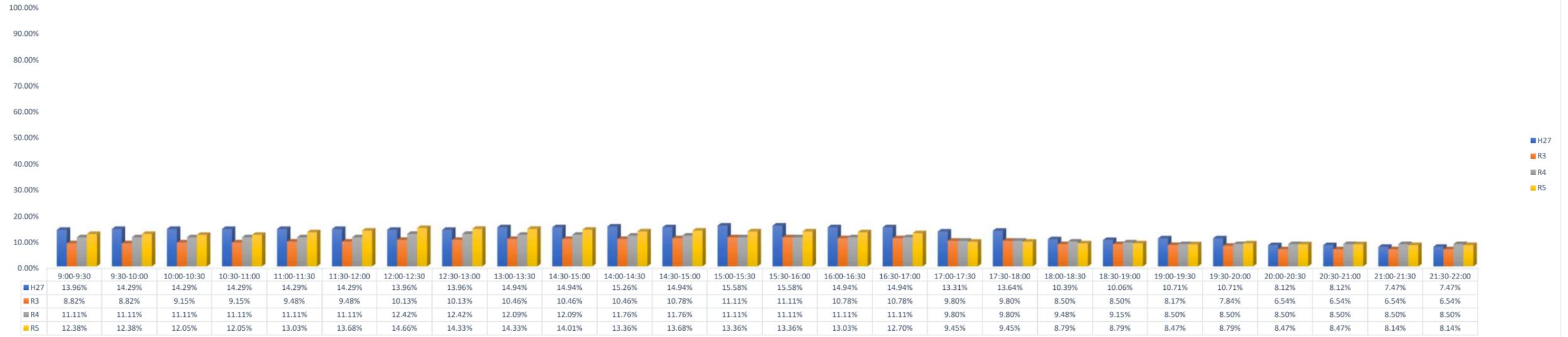
平日稼働率 施設名：総合体育館 区分：選手控室 1



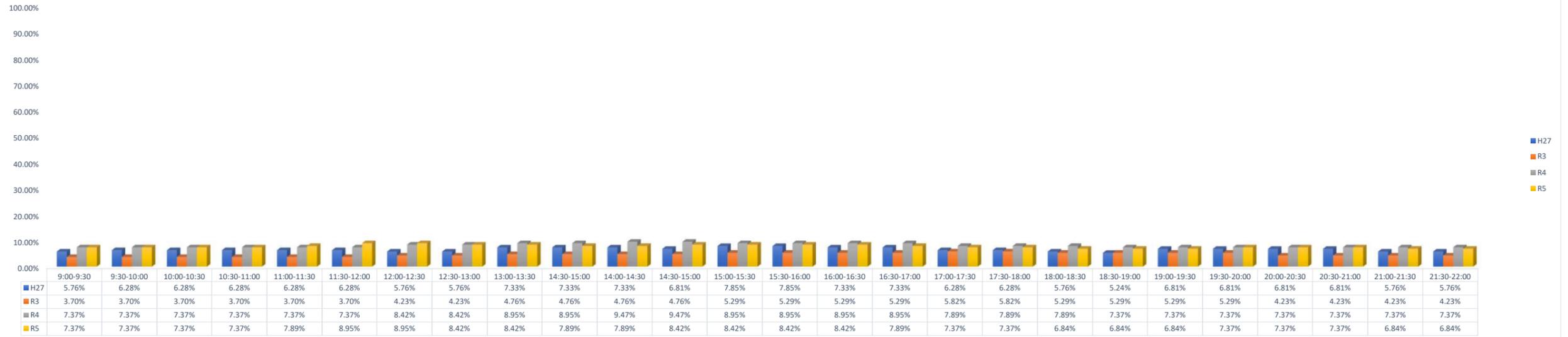
休日稼働率 施設名：総合体育館 区分：選手控室 1



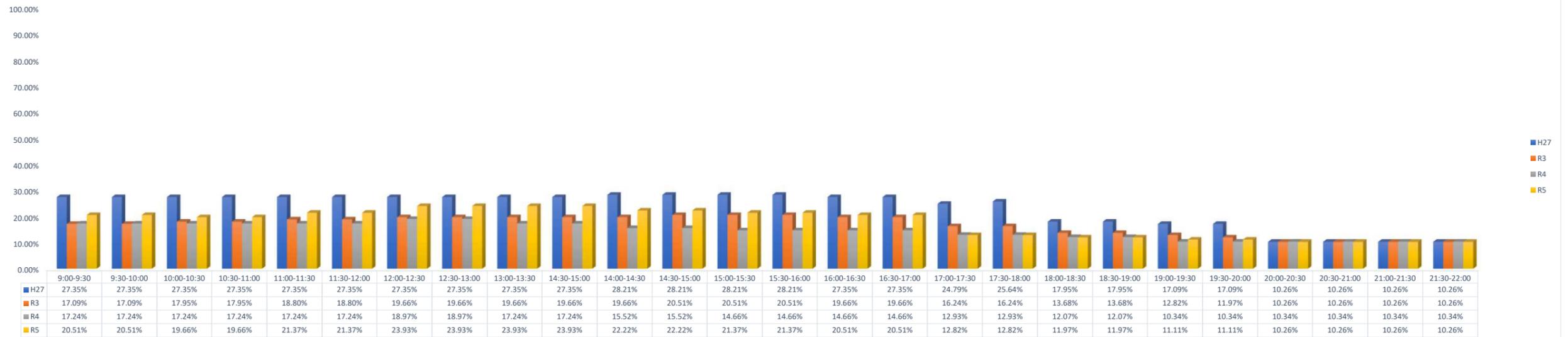
全体稼働率 施設名：総合体育館 区分：選手控室 2



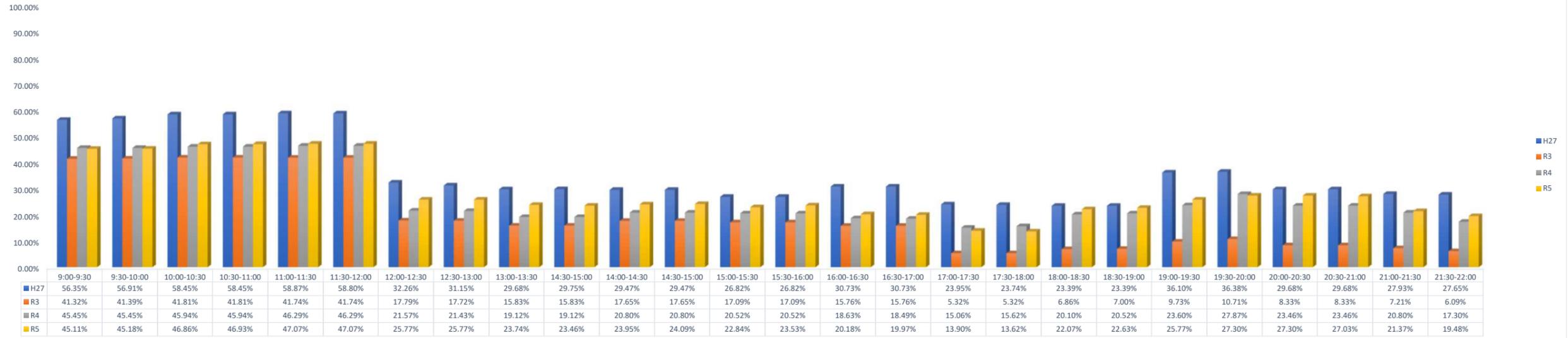
平日稼働率 施設名：総合体育館 区分：選手控室 2



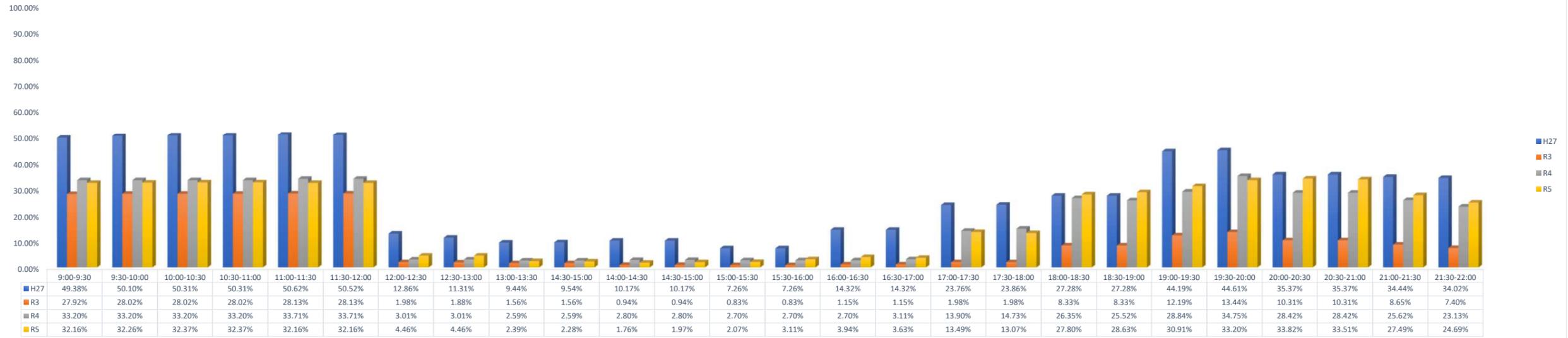
休日稼働率 施設名：総合体育館 区分：選手控室 2



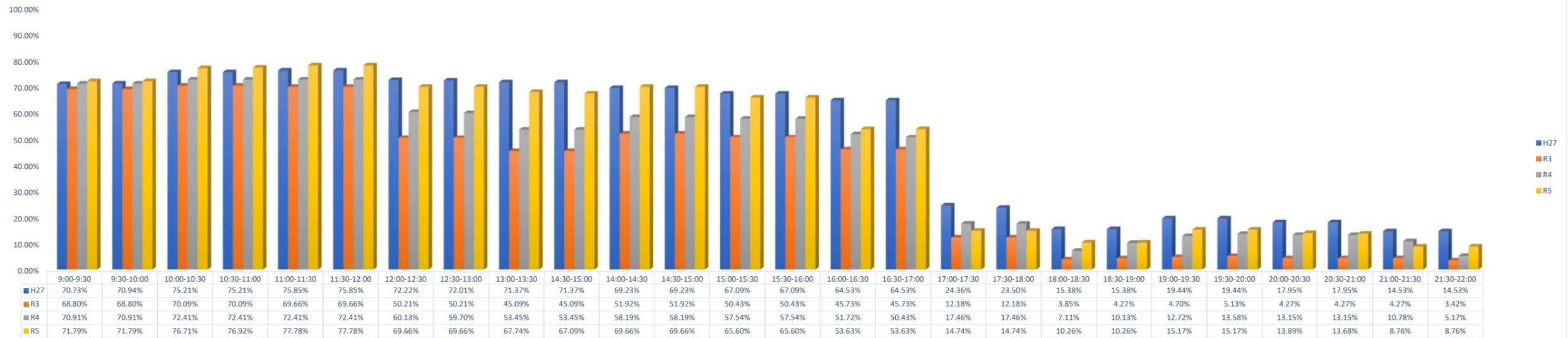
全体稼働率 施設名：町民グラウンド 区分：グラウンド



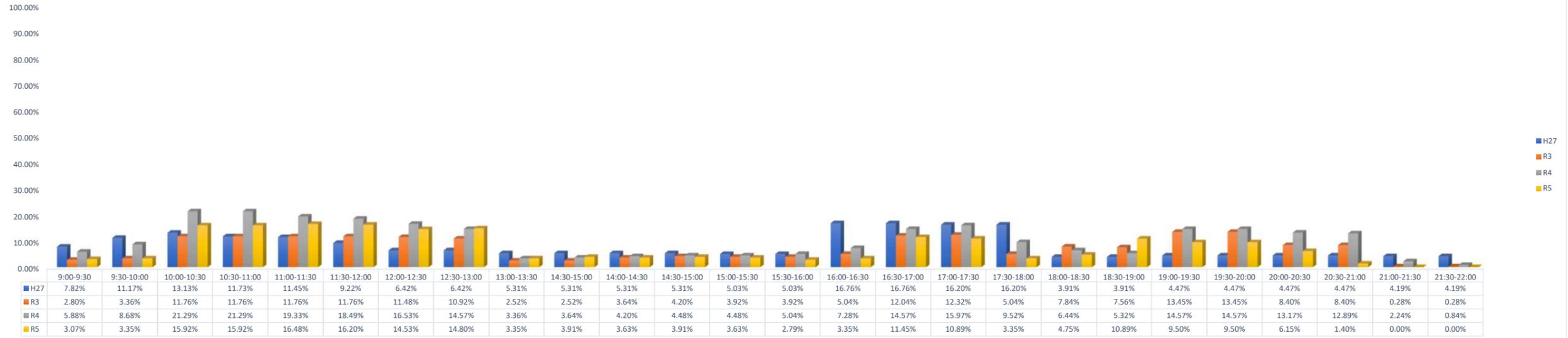
平日稼働率 施設名：町民グラウンド 区分：グラウンド



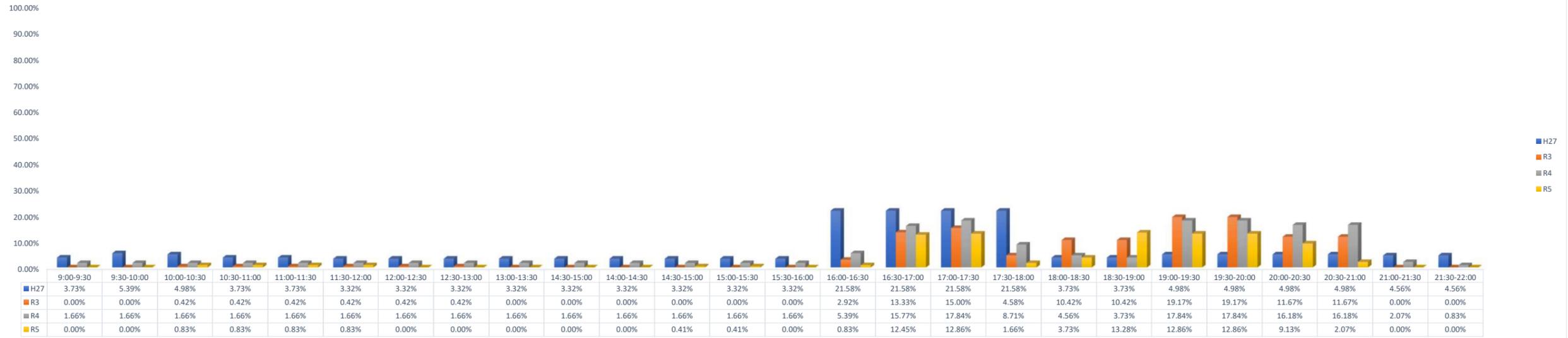
休日稼働率 施設名：町民グラウンド 区分：グラウンド



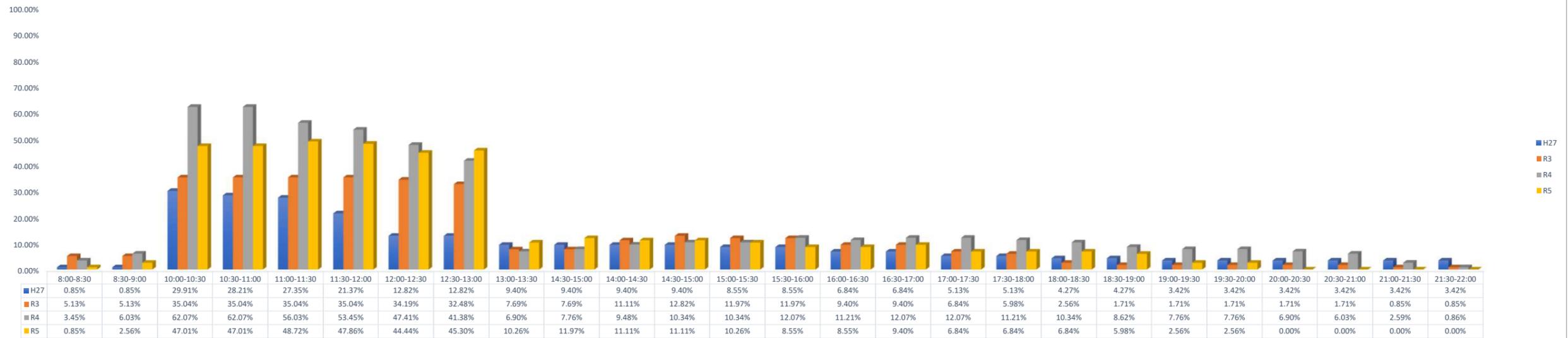
全体稼働率 施設名：町民グラウンド 区分：ミニサッカーコート



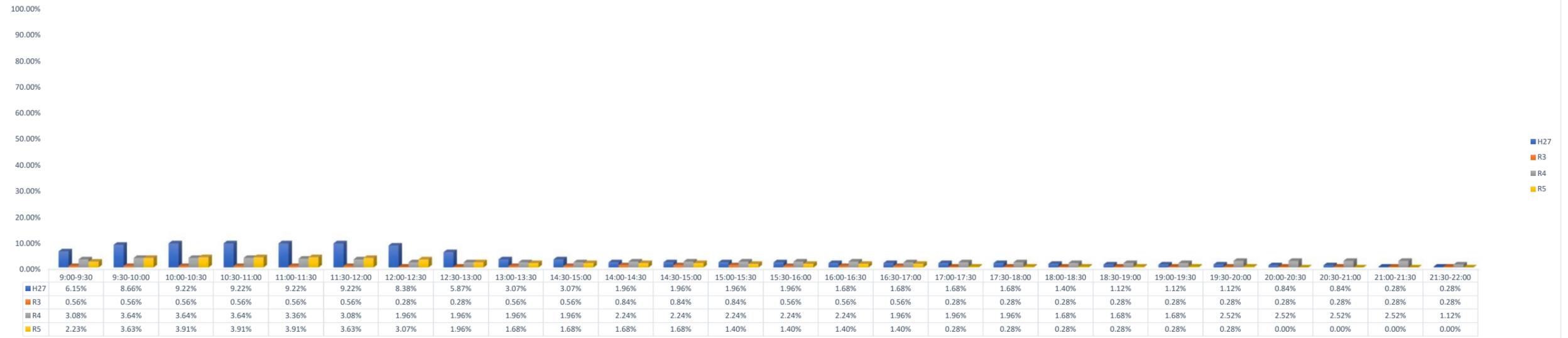
平日稼働率 施設名：町民グラウンド 区分：ミニサッカーコート



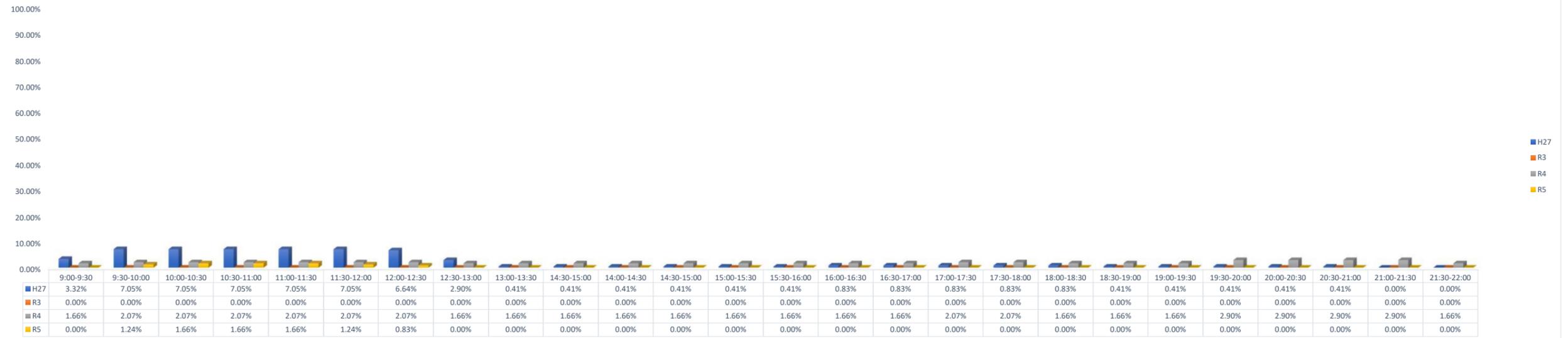
休日稼働率 施設名：町民グラウンド 区分：ミニサッカーコート



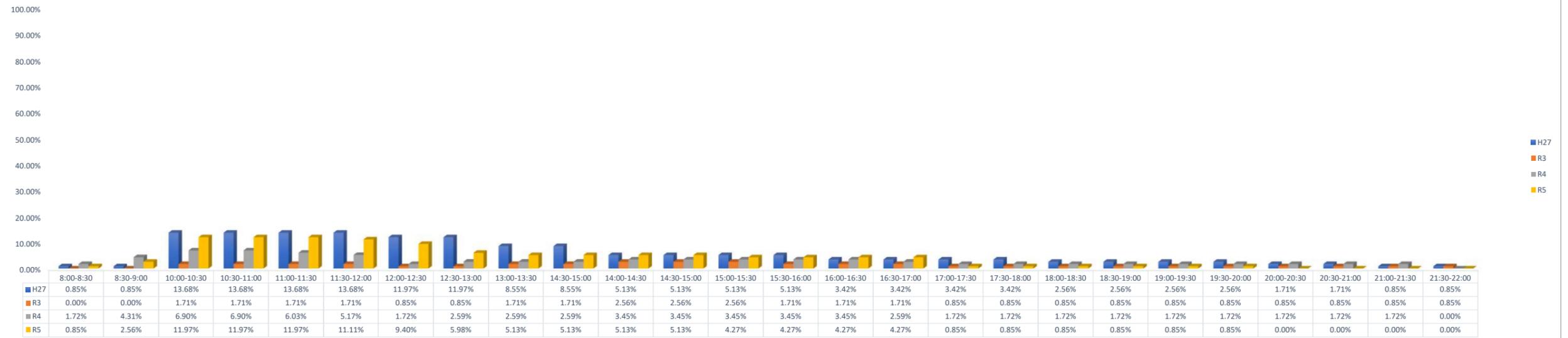
全体稼働率 施設名：町民グラウンド 区分：相撲場



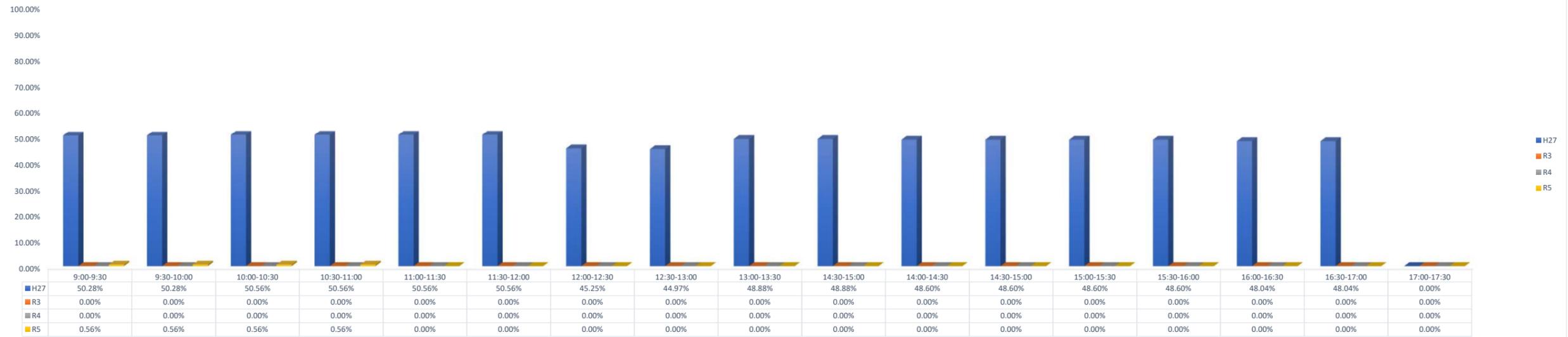
平日稼働率 施設名：町民グラウンド 区分：相撲場



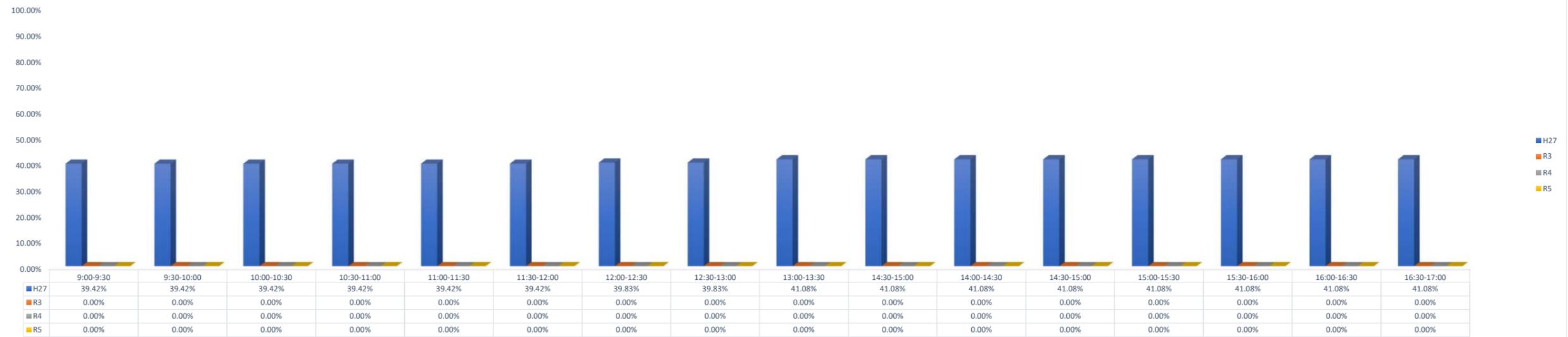
休日稼働率 施設名：町民グラウンド 区分：相撲場



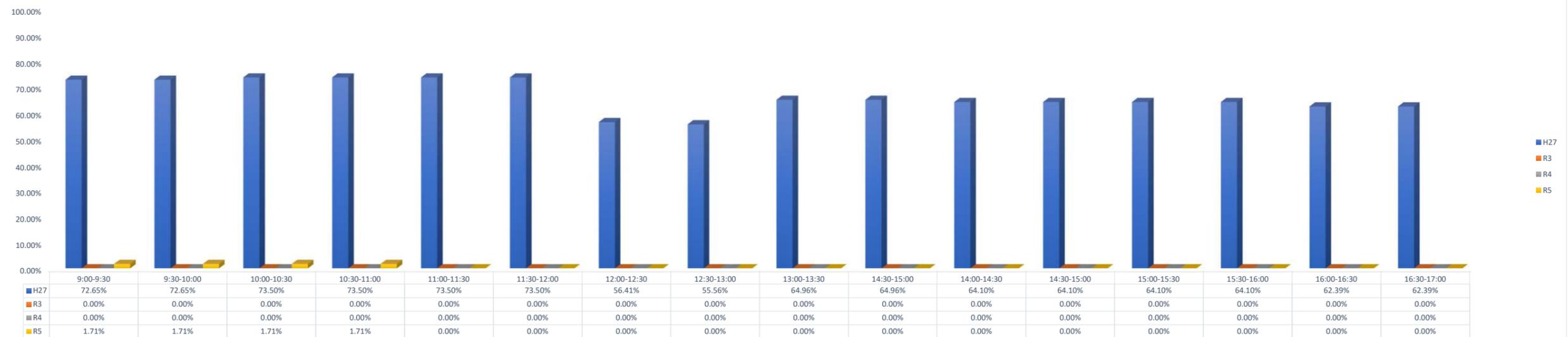
全体稼働率 施設名：飯野グラウンド 区分：グラウンド



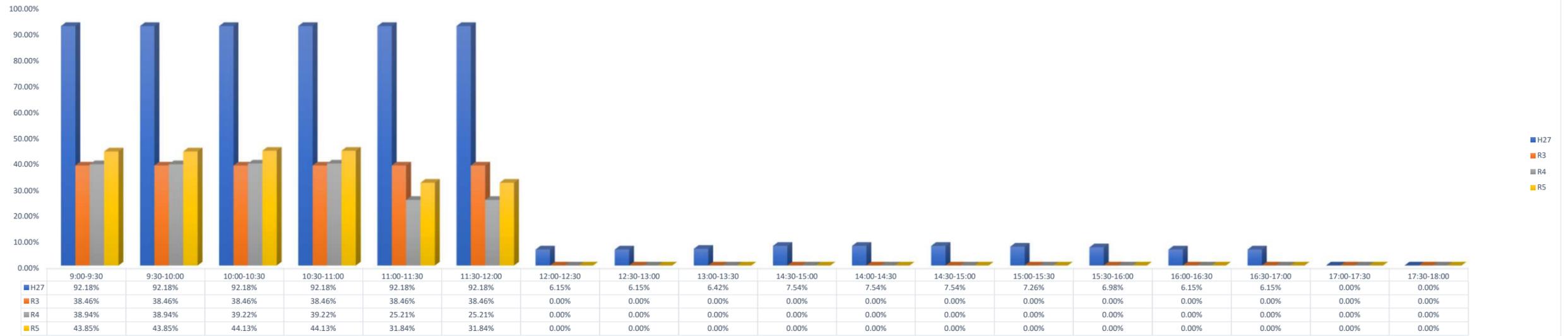
平日稼働率 施設名：飯野グラウンド 区分：グラウンド



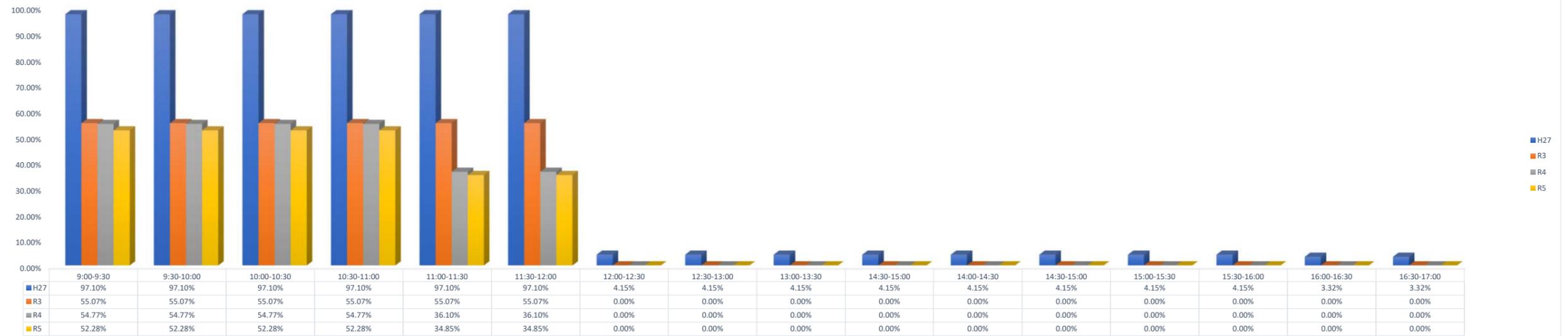
休日稼働率 施設名：飯野グラウンド 区分：グラウンド



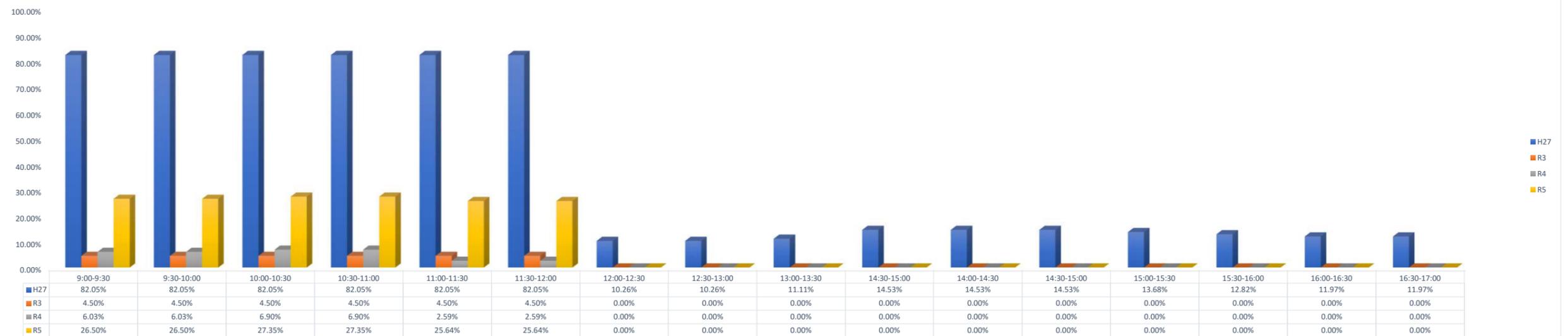
全体稼働率 施設名：広安第1グラウンド 区分：グラウンド（上段）



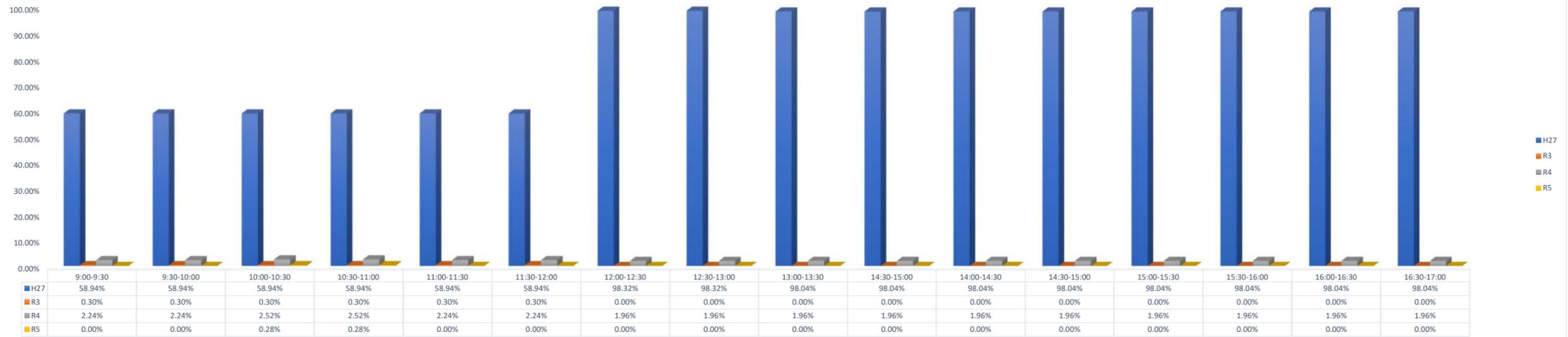
平日稼働率 施設名：広安第1グラウンド 区分：グラウンド（上段）



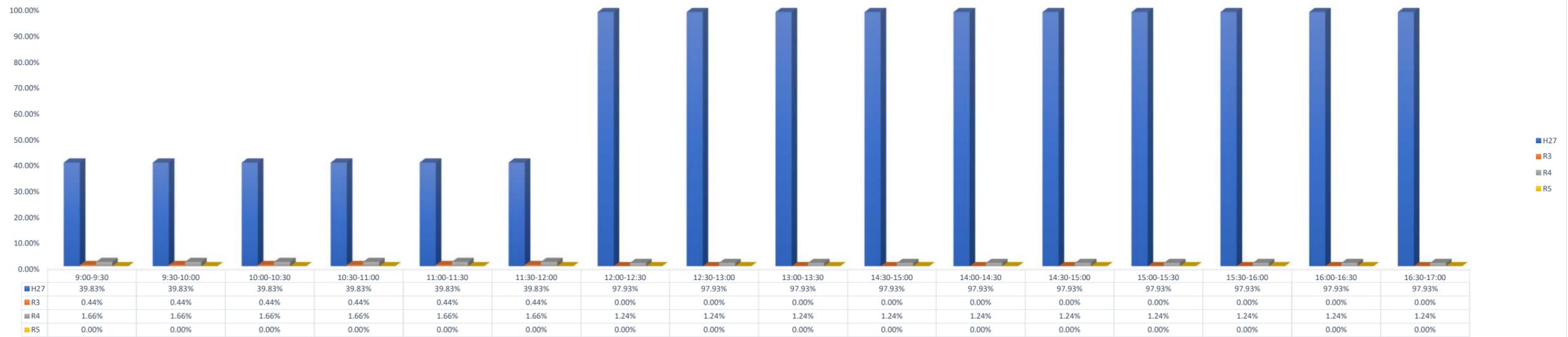
休日稼働率 施設名：広安第1グラウンド 区分：グラウンド（上段）



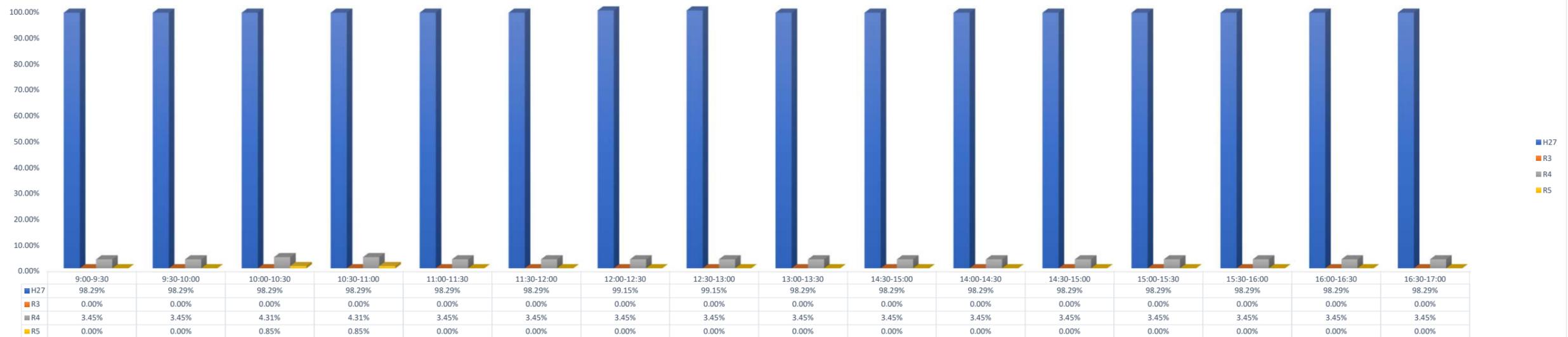
全体稼働率 施設名：広安第1グラウンド 区分：多目的グラウンド



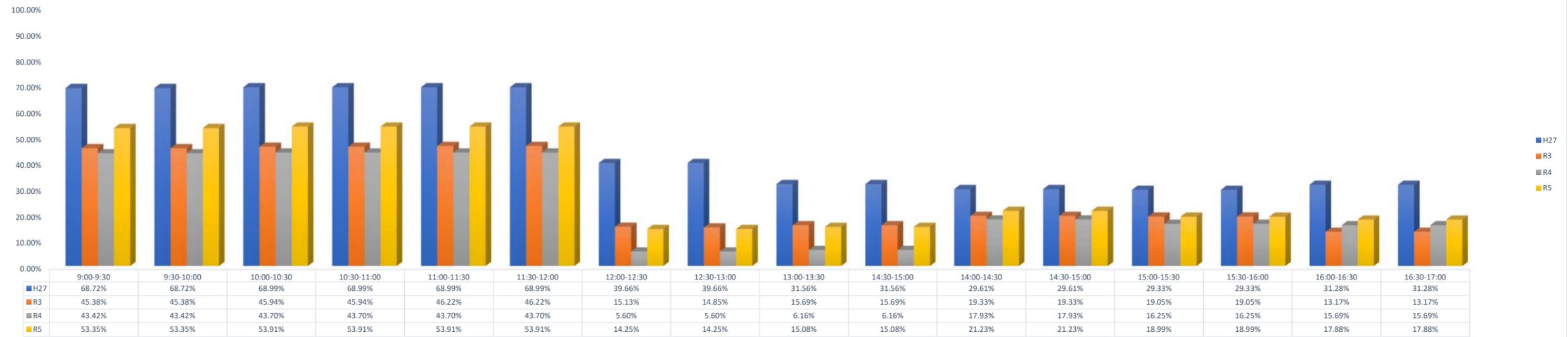
平日稼働率 施設名：広安第1グラウンド 区分：多目的グラウンド



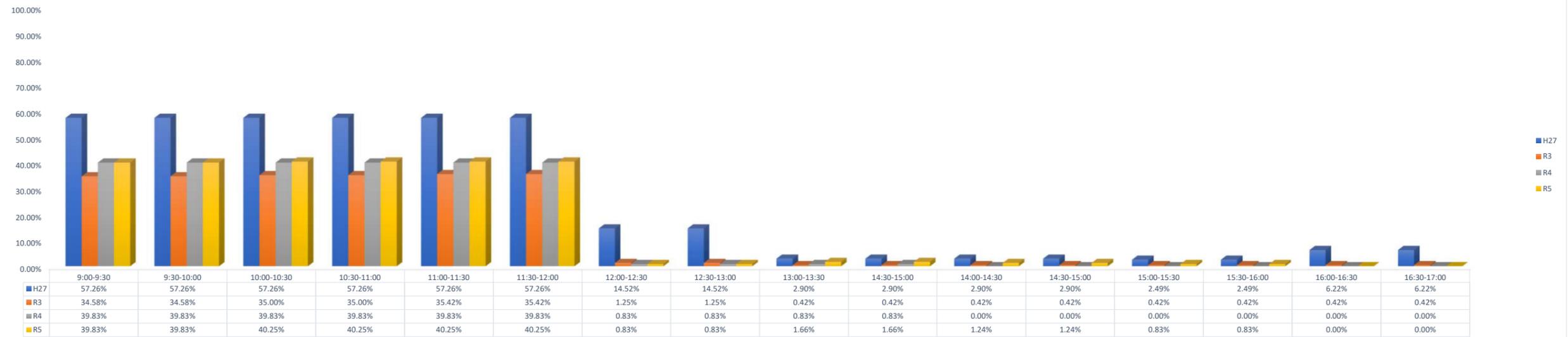
休日稼働率 施設名：広安第1グラウンド 区分：多目的グラウンド



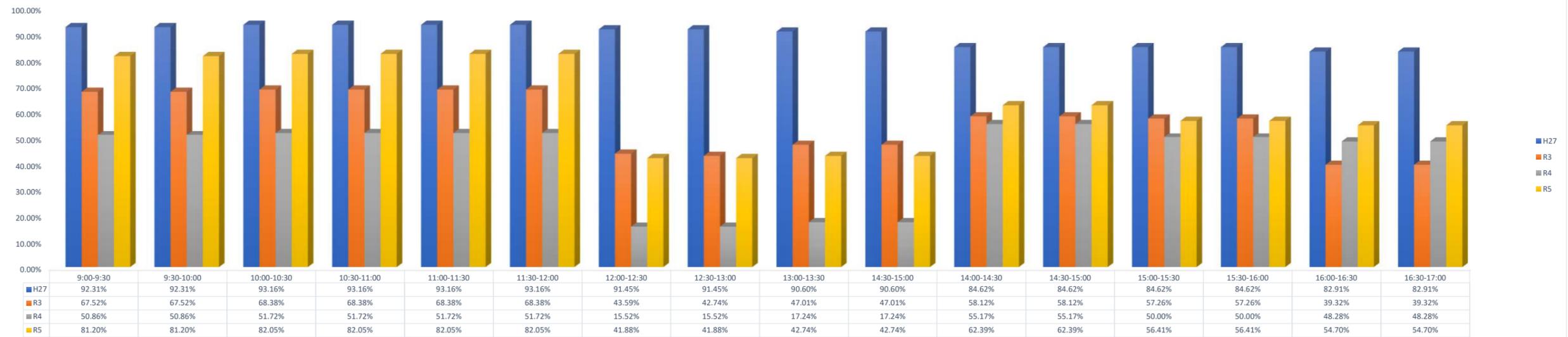
全体稼働率 施設名：福田グラウンド 区分：グラウンド



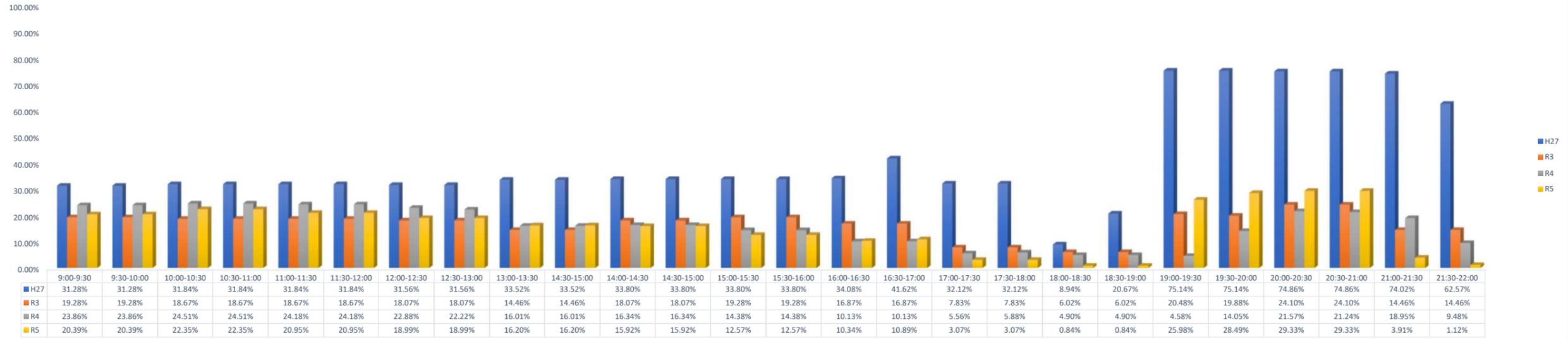
平日稼働率 施設名：福田グラウンド 区分：グラウンド



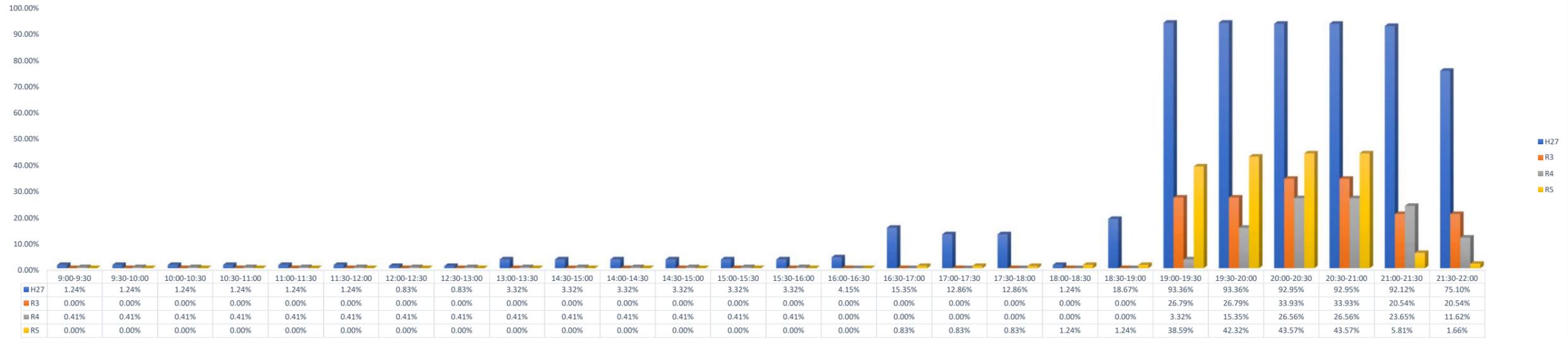
休日稼働率 施設名：福田グラウンド 区分：グラウンド



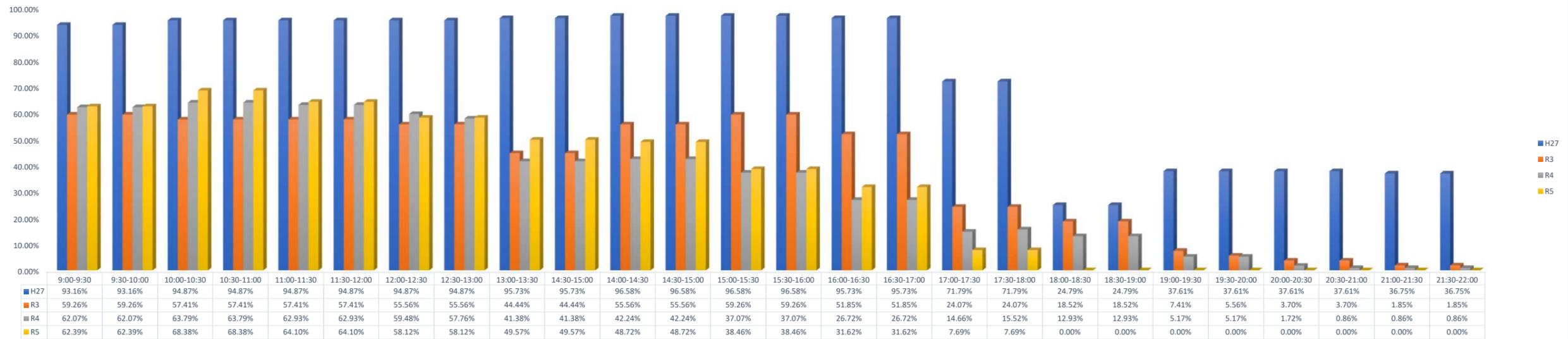
全体稼働率 施設名：津森グラウンド 区分：全面（サッカー・ソフトボール）



平日稼働率 施設名：津森グラウンド 区分：全面（サッカー・ソフトボール）



休日稼働率 施設名：津森グラウンド 区分：全面（サッカー・ソフトボール）



町内・町外の利用割合（時間ベース）

1. 総合体育館 ※全館合計

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
町内	70.0%	63.5%	63.0%
町外	30.0%	36.5%	37.0%

2. 益城町町民グラウンド

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
町内	73.8%	66.7%	70.0%
町外	26.2%	33.3%	30.0%

3. 飯野町民グラウンド

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
町内	—	—	100.0%
町外	—	—	0.0%

4. 広安町民第1グラウンド

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
町内	100.0%	100.0%	100.0%
町外	0.0%	0.0%	0.0%

5. 福田町民グラウンド

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
町内	91.7%	93.9%	68.9%
町外	8.3%	6.1%	31.1%

6. 津森町民グラウンド

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
町内	78.1%	78.2%	73.2%
町外	21.9%	21.8%	26.8%

利用団体一覧(令和5年度、総合体育館) ※抜粋

利用者名	区分	使用目的	人数	減免の有無
		行事等の名称		
(一財)熊本県交通安全協会	大会役員室	大会役員室	10	
(一財)熊本宗正寺道連会 会刊部	サブアリーナ	バスケット(全面)	150	
(株)フォーユー	サブアリーナ	バスケット(全面)	30	
(株)メリーホッパーズ	メインアリーナ	バドミントン1	73	
Blue Shooting Stars益城(GA)	サブアリーナ	バスケット(全面)	25	
BUBU	メインアリーナ	バスケットB	20	
Cherry Blossom	サブアリーナ	バスケット(全面)	60	
C-riusRG	メインアリーナ	バレーA	20	
FCKマリーゴールドスポーツクラブ	第1会議室	第1会議室	27	
Fellows (GA)	メインアリーナ	バスケットA	25	
Five tree	サブアリーナ	バスケット(全面)	11	
GBK55	サブアリーナ	バドミントン1	12	
GLOBAL FRONT	第1会議室	第1会議室	10	
HDU	第2会議室	第2会議室	11	
ION化粧品熊本B	大会役員室	大会役員室	13	
KCPK	多目的室	エアロビクス等	20	
KOOL	サブアリーナ	バスケット(全面)	10	
KVC	メインアリーナ	バレーC	20	
L. D. S	サブアリーナ	バレー(全面)	20	
M・A・Xクラブ	サブアリーナ	バドミントン2	4	
mag famiriy	多目的室	エアロビクス等	2	
MKEYクラブ	サブアリーナ	バスケット(全面)	15	
mvcシトラス	メインアリーナ	バレーC	20	
n・family	サブアリーナ	バドミントン2	10	
インフォメーションセンター	第1会議室	第1会議室	20	
Peace	メインアリーナ	バドミントン9	10	
Picasso International School	メインアリーナ	全面	100	
PLAZMAG	多目的室	エアロビクス等	10	
Smile Stars	サブアリーナ	バスケット(全面)	15	
SSV	メインアリーナ	バドミントン10	13	
Tai Yung Ting	メインアリーナ	バスケットB	10	
Tam.BBC	サブアリーナ	バスケット(全面)	30	
TATORU	武道場	柔道	100	
Tom	サブアリーナ	バスケット(全面)	7	
TYC熊本	メインアリーナ	バドミントン9	9	
YAMANOUCHI	メインアリーナ	バドミントン5	4	
YMG	メインアリーナ	バドミントン9	10	
ZUMBA・かりん	多目的室	エアロビクス等	8	
ZUMBA ひろこ	多目的室	エアロビクス等	28	
MSW	メインアリーナ	バドミントン5	4	
あじさい保育幼稚園	メインアリーナ	全面	130	
あすなろ	メインアリーナ	バドミントン1	15	
アスリートリンク	メインアリーナ	バスケットA	30	
アマガタ	メインアリーナ	バドミントン5	4	
イースト2	サブアリーナ	バドミントン3	7	
エンジョイズンバ	多目的室	エアロビクス等	30	
オーシャンズ	サブアリーナ	バスケット(全面)	25	
オーバース	サブアリーナ	バドミントン3	6	
オレンジレンジ	メインアリーナ	バドミントン8	11	
カオルチーム	メインアリーナ	バドミントン1	26	
かたいたかたい	メインアリーナ	バレーA	7	
かもめ幼稚園ビーチボールバレー	メインアリーナ	バドミントン8	10	
カリメロとゆかいな子供達	サブアリーナ	バスケット(全面)	9	
きっずびあ	サブアリーナ	バスケット(全面)	15	
クロワッサン	多目的室	エアロビクス等	2	
けーしゅー	メインアリーナ	バドミントン1	18	
ゴルフクラブ	多目的室	エアロビクス等	1	
コロコロ遥風	武道場	空手・剣道等	40	
サンキ	メインアリーナ	バドミントン6	25	

利用団体一覧(令和5年度、総合体育館) ※抜粋

利用者名	区分	使用目的	人数	減免の有無
		行事等の名称		
ソフトウー株式会社ソフトバレーボール部	メインアリーナ	バドミントン1	6	
シスアールバレエスタジオ	多目的室	エアロビクス等	5	
ジャガーズ	サブアリーナ	バドミントン1	10	
シンプルズ	メインアリーナ	バドミントン1	4	
スイートピー	メインアリーナ	バドミントン9	10	
スタジオWダンスサイト・リー	多目的室	エアロビクス等	37	
スペシャルオリンピックス日本・熊本	第2会議室	第2会議室	5	
タヒチ&フラダンス「吉永フラ」	多目的室	エアロビクス等	5	
たんぽぽ	サブアリーナ	バドミントン1	17	
なのはな保育園ひまわり園	サブアリーナ	バスケット(全面)	90	
バレエスタジオキャンディ	多目的室	エアロビクス等	60	
バレエスタジオリュミエール	多目的室	エアロビクス等	40	
ハロークラブ	メインアリーナ	バドミントン1	3	
ピノキオ	サブアリーナ	バドミントン1	13	
ファーストクラブ熊本	メインアリーナ	バドミントン8	20	
フィクサーズ	メインアリーナ	バドミントン5	15	
フェイントクラブ	メインアリーナ	バドミントン4	16	
プラズマグ	多目的室	エアロビクス等	4	
ソフトウー株式会社クイナル熊本営業所	第2会議室	第2会議室	10	
フレッツ	サブアリーナ	バドミントン1	15	
マーガレット	サブアリーナ	バドミントン3	14	
ましき新体操教室	メインアリーナ	バドミントン2	9	
ましき太極の会	多目的室	エアロビクス等	28	
まちづくり活動支援センター	サブアリーナ	バスケット(全面)	50	
ママレード	サブアリーナ	バドミントン2	6	
メロディー	大会役員室	大会役員室	11	
ヤマト運輸(株)ヤマトバレー部	メインアリーナ	バレーC	12	
やまなみ保育園	メインアリーナ	全面	120	
ユアママ	サブアリーナ	バスケット(全面)	5	
りのたーゆ	サブアリーナ	バドミントン2	12	
リバイバルマシキ	サブアリーナ	バスケット(全面)	10	
りんどう	サブアリーナ	バドミントン1	14	
レッドインパルス	サブアリーナ	バドミントン2	12	
レディース	メインアリーナ	バドミントン5	8	
ワイワイビーチ同好会	メインアリーナ	バドミントン9	10	
医療法人共愛会共愛歯科医院	第1会議室	第1会議室	54	
一時利用者(町外)	メインアリーナ	バドミントン2	3	
一時利用者(町内)	メインアリーナ	バドミントン5	3	
一般社団法人熊本県社会福祉士会	第1会議室	第1会議室	874	
英心会	武道場	空手・剣道等	12	
益城クラブVBC	メインアリーナ	バレーA	17	
益城ジュニアVBC(GA)	サブアリーナ	バレー(全面)	23	
益城ショートテニスクラブ	メインアリーナ	バドミントン4	40	
益城ハイキュー部	メインアリーナ	バレーA	10	
益城バドミントクラブ(GA)	メインアリーナ	バドミントン1	11	減免
益城ブラザーズ	メインアリーナ	バドミントン6	6	
益城ヤングVBC	メインアリーナ	バレーA	8	
益城わかば保育園	サブアリーナ	バスケット(全面)	120	
益城柔道クラブ	武道場	柔道	50	
益城女子	メインアリーナ	バレーC	11	
益城女子ソフトボール	大会役員室	大会役員室	20	
益城第二幼稚園	メインアリーナ	全面	300	減免
益城卓球クラブ	サブアリーナ	バスケット(全面)	18	
益城町PTA連絡協議会	メインアリーナ	全面	100	減免
益城町グラウンドゴルフ協会	第1会議室	第1会議室	110	
益城町ゴルフ協会	第1会議室	第1会議室	300	減免
益城町ショートテニス協会	メインアリーナ	全面	80	減免
益城町ジョギングフェア実行委員会	第2会議室	第2会議室	1000	減免
益城町スポーツ協会	第1会議室	第1会議室	20	減免

利用団体一覧(令和5年度、総合体育館) ※抜粋

利用者名	区分	使用目的	人数	減免の有無
		行事等の名称		
益城町バドミントン協会	メインアリーナ	全面	150	減免
益城町バレーボール協会	大会役員室	大会役員室	20	減免
益城町ビーチボールバレー協会	第1会議室	第1会議室	30	減免
益城町ミニバレーボール協会	サブアリーナ	バスケット(全面)	60	
益城町ロードレース大会実行委員会	第2会議室	第2会議室	20	減免
益城町会議員愛町会	第2会議室	第2会議室	10	
益城町選挙管理委員会	メインアリーナ	全面	80	
益城町卓球協会	メインアリーナ	全面	40	減免
益城町老人クラブ連合会	メインアリーナ	全面	200	減免
海王塾坂田道場	武道場	柔道	1	
共愛歯科医院テニス倶楽部	第2会議室	第2会議室	6	
熊本バスケットボール株式会社	第1会議室	第1会議室	20	
熊本音楽幼稚園	メインアリーナ	全面	90	
熊本県アームレスリング連盟	サブアリーナ	バスケット(全面)	50	
熊本県スーパー県リーグ	第2会議室	第2会議室	80	
熊本県バドミントン協会小学部会	メインアリーナ	全面	800	
慶誠高校バレー部	メインアリーナ	バレーA	30	
公益社団法人日本3B体操協会	多目的室	エアロビクス等	46	
高体連バドミントン専門部	メインアリーナ	全面	2000	
合気道愛真館	武道場	柔道	13	
合気道真生会	武道場	柔道	40	
再春館製菓所バドミントン部	メインアリーナ	バドミントン1	15	
三菱電機熊本バドミントン部	メインアリーナ	バドミントン5	20	
子どもバレーボール同好会	サブアリーナ	バドミントン2	12	
上益城郡体育協会	大会役員室	大会役員室	10	減免
上益城郡中学校体育連盟	選手控室1	選手控室1	100	減免
全九州自衛隊剣道連盟	第1会議室	第1会議室	300	
全労働省労働組合熊本支部	メインアリーナ	全面	150	
惣領郵便局	メインアリーナ	バドミントン10	9	
多良木中学校女子バレーボール部	メインアリーナ	バレーA	15	
太極拳さくらの会	サブアリーナ	バスケット(全面)	23	
太陽	メインアリーナ	バレーA	4	
大浦愛澄花	サブアリーナ	バスケット(全面)	6	
大栄企業(株)	第1会議室	第1会議室	17	
大津音楽幼稚園	メインアリーナ	全面	50	
第2さくらミニバレー	メインアリーナ	バドミントン9	6	
第二高校バドミントン部	メインアリーナ	全面	50	
津森空手道部(GA)	大会役員室	大会役員室	17	
東稜高校男子バスケットボール部	メインアリーナ	バスケットA	20	
日本空手道田崎道場	武道場	空手・剣道等	100	
日本千唐会熊本県本部	メインアリーナ	全面	300	
飯野小PTA	メインアリーナ	全面	100	減免
飯野少年野球クラブ(GA)	第2会議室	第2会議室	23	
飯野体協	メインアリーナ	全面	120	減免
樋口空手道場	武道場	柔道	40	
舞踊芳政会	多目的室	エアロビクス等	9	
木山OB愛好会	武道場	空手・剣道等	11	
木山キリスト教会	サブアリーナ	バスケット(全面)	30	
木山体協	第1会議室	第1会議室	15	減免
木山中男女バスケットボール部	メインアリーナ	バスケットA	26	減免

利用団体一覧(令和5年度、町民運動場) ※抜粋

利用者名	区分	使用目的	人数	減免の有無
		行事等の名称		
益城町町民グラウンド	益城町町民グラウンド	協会ソフトボール大会	250	
(有)山中自動車工業	益城町町民グラウンド	野球・ソフトボール	10	
AVALANCHE	益城町町民グラウンド	軟式野球	13	
CHIHUAHUCS	益城町町民グラウンド	軟式野球	11	
Fc Le reve	益城町町民グラウンド	サッカー	30	減免
FCビッグウェーブ	益城町町民グラウンド	サッカー	43	
FCフィオリトゥーラ	益城町町民グラウンド	サッカー(小学生)	20	
HORIBA STEC	益城町町民グラウンド	野球、ソフトボール	12	
JA上益城	益城町町民グラウンド	軟式野球練習(益城支所)	20	
JP労組熊本連協野球連盟	益城町町民グラウンド	JP労組熊本連協野球大会	120	
JSN熊本サッカークラブ	益城町町民グラウンド	少年サッカー	13	
KEJ	益城町町民グラウンド	野球(軟式)	20	
K-HERTS	益城町町民グラウンド	軟式野球(中学)	20	
KMJドリームライナー	益城町町民グラウンド	軟式野球	12	
LARKS熊本East	益城町町民グラウンド	第4回カワカワ旗少年野球大会(前期)	140	
ONMYOUZI	益城町町民グラウンド	軟式野球	15	
あじさい保育幼稚園	益城町町民グラウンド	保育園行事	130	
アスリートリンク	益城町町民グラウンド	陸上競技	30	
ヴァンクール熊本U-15	益城町町民グラウンド	サッカー	15	
エアブレイド	益城町町民グラウンド	野球(大人)	18	
スポーツ振興係	益城町町民グラウンド	郡民体育祭練習 男子ソフトボール	15	減免
チーム河原	益城町町民グラウンド	バレーボール、野球	16	
トウヤクラブ40B	益城町町民グラウンド	野球	20	
ドリームス	益城町町民グラウンド	野球	25	
ナカシマ	益城町町民グラウンド	ソフトボール	5	
パッキャオⅡ	益城町町民グラウンド	軟式野球	10	
パッキャオ	益城町町民グラウンド	軟式野球	10	
ハヤカワスポーツ	益城町町民グラウンド	第40回ハヤカワ旗少年野球大会	200	
バリーズ	益城町町民グラウンド	軟式野球(人数少の時のヤマトホール等の練習)	5	
ミズノ株式会社	益城町町民グラウンド	ソフトボール(子供部活動)町民グラウンド	140	
ライスフィールド	益城町町民グラウンド	軟式野球	15	
ランアンドガン	益城町町民グラウンド	軟式野球	9	
リバイバルマシキ	益城町町民グラウンド	ソフトボール	10	
リベルタサッカースクール	益城町町民グラウンド	少年野球	20	
井関農機熊本退職者の会	益城町町民グラウンド	ソフトボール(子供部活動)町民グラウンド	50	
宇土市軟式野球連盟	益城町町民グラウンド	さくらまつり旗学童軟式野球大会	250	
益城紳士	益城町町民グラウンド	軟式野球	25	
益城中央野球クラブ(GA)	益城町町民グラウンド	学童軟式野球	14	減免
益城中学校女子ソフトボール部	益城町町民グラウンド	ソフトボール(子供部活動)町民グラウンド	60	
益城中野球部	益城町町民グラウンド	野球	50	
益城町グラウンドゴルフ協会	益城町町民グラウンド	土曜朝又軟式(ソフトボール大会)	150	
益城町ジョギングフェア実行委員会	益城町町民グラウンド	ジョギングイベント(準備及び雨天時利用)	100	減免
益城町ロードレース大会実行委員会	益城町町民グラウンド	町スポーツイベント	100	減免
益城町軟式野球連盟	益城町町民グラウンド	第38回春季ナイター軟式野球大会	200	減免
益城町役場 危機管理課	益城町町民グラウンド	益城町消防団出初式(準備)	50	減免
益城町役場野球部	益城町町民グラウンド	野球	20	
益城復興事務所土木部野球部	益城町町民グラウンド	軟式野球	15	
益北組仏教青年会2	益城町町民グラウンド	スポーツ全般	6	
河野サッカー	益城町町民グラウンド	サッカー	7	
株式会社熊本建設コンサルタント	益城町町民グラウンド	ソフトボール	15	
九州農政局	益城町町民グラウンド	令和5年度本県杯ソフトボール大会	100	
熊大麻酔科	益城町町民グラウンド	麻酔科四大学野球大会	80	
熊本オールスターズ	益城町町民グラウンド	ソフトボール	20	
熊本シティリーグ	益城町町民グラウンド	エンペラーカップ軟式野球大会	1200	
熊本スーパースターズ	益城町町民グラウンド	学童軟式野球	15	
熊本スターズ	益城町町民グラウンド	野球	32	
熊本スターリーグ	益城町町民グラウンド	熊本社会人軟式野球チャンピオン大会	250	
熊本トレジャーB.B.C	益城町町民グラウンド	第4回熊本地震復興支援記念ソフトボール大会	50	
熊本ブルーマーリンズ	益城町町民グラウンド	第14回熊本ブルーマーリンズカップ大会	320	

利用団体一覧(令和5年度、町民運動場) ※抜粋

利用者名	区分	使用目的	人数	減免の有無
		行事等の名称		
熊本ブルーマーリンズBC(中学生)	益城町町民グラウンド	軟式野球(中学生)	25	
熊本金た郎リーグ	益城町町民グラウンド	熊本機金た郎カップ2023(軟式野球大会)	100	
熊本県相撲連盟	益城町町民グラウンド	相撲	200	
熊本県民医連共済連絡会	益城町町民グラウンド	モルック	30	
熊本中央レッドスターズ	益城町町民グラウンド	少年野球	25	
広安野球クラブ(GA)	益城町町民グラウンド	少年野球	11	
広西野球クラブ(GA)	益城町町民グラウンド	野球	23	
佐川急便野球部	益城町町民グラウンド	軟式野球	20	
若葉野球クラブ	益城町町民グラウンド	軟式野球	40	
秋津グロウズ野球クラブ	益城町町民グラウンド	少年野球	15	
秋津小楠ソフトボールクラブ	益城町町民グラウンド	ソフトボール	20	
上益城郡ソフトボール協会	益城町町民グラウンド	ソフトボール	100	
上益城郡体育協会	益城町町民グラウンド	上益城郡郡民体育祭(予備日)	70	
上益城郡軟式野球連盟	益城町町民グラウンド	第41回上益城郡ソフトボール連盟大会	180	
城北スカイブルーズ	益城町町民グラウンド	軟式野球	40	
西原村学童野球クラブ	益城町町民グラウンド	少年野球	30	
飯野少年野球クラブ(GA)	益城町町民グラウンド	少年野球	23	減免
富合キャッツ	益城町町民グラウンド	軟式野球	20	
武蔵ヶ丘野球クラブ	益城町町民グラウンド	第4回武蔵ヶ丘旗争奪少年軟式野球大会	300	
福田グラウンドゴルフ協会	益城町町民グラウンド	グラウンドゴルフ 練習 及び 大会	20	減免
木山グランドゴルフ愛好会	益城町町民グラウンド	グラウンドゴルフ	50	減免
木山産交ソフト部	益城町町民グラウンド	ソフトボール	10	
木山体協	益城町町民グラウンド	不出校区管字ソフトボール大会(平成4/20 予備日5/7)	120	減免
木山中野球OB	益城町町民グラウンド	軟式野球	10	
有限会社「ヘール」ソフトボール部	益城町町民グラウンド	ドラフトカップ(少年軟式野球大会)	230	
飯野少年野球クラブ(GA)	益城町飯野町民グラウンド	少年野球	23	減免
安永老人クラブ	広安町民第一ソフトボール(旧出本山)	グラウンドゴルフ	13	減免
益城町グランドゴルフ広安支部	広安町民第一ソフトボール(旧出本山)	グラウンドゴルフ	25	減免
広崎広友会(広崎老人クラブ)	広安町民第一ソフトボール(旧出本山)	グラウンドゴルフ	30	減免
CHIHUAHUCS	益城町福田町民グラウンド	軟式野球	11	
LARKS熊本East	益城町福田町民グラウンド	軟式野球	37	
UBC Higher's	益城町福田町民グラウンド	学童野球	9	
バリーズ	益城町福田町民グラウンド	軟式野球	9	
益城紳士	益城町福田町民グラウンド	軟式野球	25	
益城中央野球クラブ(GA)	益城町福田町民グラウンド	学童軟式野球	13	減免
益城中学校女子ソフトボール部	益城町福田町民グラウンド	ソフトボール(学校部活動)	20	
益城町役場野球部	益城町福田町民グラウンド	野球	20	
吉岡塗装	益城町福田町民グラウンド	野球	10	
熊本オールスターズ	益城町福田町民グラウンド	ソフトボール	20	
熊本光の森ボーイズ	益城町福田町民グラウンド	硬式野球	40	
熊本地震・平田震災遺構保存会	益城町福田町民グラウンド	輪投げ大会	20	
広安野球クラブ(GA)	益城町福田町民グラウンド	少年野球	11	
桜木少年野球クラブ	益城町福田町民グラウンド	少年野球	35	
山中ドリーム	益城町福田町民グラウンド	ソフトボール	15	
秋津小楠ソフトボールクラブ	益城町福田町民グラウンド	ソフトボール	20	
出水野球クラブ	益城町福田町民グラウンド	軟式野球	25	
福田グラウンドゴルフ協会	益城町福田町民グラウンド	グラウンドゴルフ 練習 及び 大会	20	減免
福田老人クラブ健寿	益城町福田町民グラウンド	グラウンドゴルフ大会	40	減免
ANFANG FC	益城町津森町民グラウンド	サッカー(ジュニア)	50	
Fc Le reve	益城町津森町民グラウンド	サッカー	30	
FCビッグウェーブ	益城町津森町民グラウンド	サッカー	43	減免
JSN熊本サッカークラブ	益城町津森町民グラウンド	少年サッカー	13	
NPO法人アカデミックスポーツ熊本	益城町津森町民グラウンド	サッカートレーニング	50	
ヴァンクール熊本	益城町津森町民グラウンド	サッカー	50	
ヴァンクール熊本U-15	益城町津森町民グラウンド	サッカー	15	
リベルタサッカースクール	益城町津森町民グラウンド	ソフトボール	15	
益城BW社会人	益城町津森町民グラウンド	サッカー	30	
益城中央野球クラブ(GA)	益城町津森町民グラウンド	学童軟式野球	12	減免
益城町役場サッカー部	益城町津森町民グラウンド	サッカー	12	

利用団体一覧(令和5年度、町民運動場) ※抜粋

利用者名	区分	使用目的	人数	減免の有無
		行事等の名称		
益城町立第3保育所	益城町津森町民グラウンド	遠足	40	減免
熊本オールスターズ	益城町津森町民グラウンド	ソフトボール	20	
広安野球クラブ(GA)	益城町津森町民グラウンド	少年野球	11	
山中ドリーム	益城町津森町民グラウンド	ソフトボール	15	
秋津小楠ソフトボールクラブ	益城町津森町民グラウンド	ソフトボール	20	

使用料収入状況

1. 総合体育館

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料	8,561,950	10,905,550	10,572,000
空調料	78,000	55,600	35,200
減免額	-1,563,100	-1,672,000	-1,494,200
合計	7,076,850	9,289,150	9,113,000

2. 益城町町民グラウンド

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料	885,000	1,359,000	1,321,020
照明料	233,250	580,650	673,550
減免額	-339,400	-588,900	-319,180
合計	778,850	1,350,750	1,675,390

3. 飯野町民グラウンド

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料	0	0	600
減免額	0	0	-600
合計	0	0	0

4. 広安町民第1グラウンド

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料	58,950	64,500	65,100
減免額	-58,950	-56,100	-65,100
合計	0	8,400	0

5. 福田町民グラウンド

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料	172,000	150,500	235,000
減免額	-71,000	-56,100	-74,400
合計	101,000	94,400	160,600

6. 津森町民グラウンド

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料	87,000	158,400	166,800
照明料	58,500	73,500	107,500
減免額	-40,550	-31,000	-32,200
合計	104,950	200,900	242,100

改正

平成27年12月17日条例第25号

令和2年3月19日条例第9号

益城町総合体育館条例

益城町総合体育館条例（平成9年益城町条例第19号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 町民の体育及びスポーツの振興を図るとともに、町民の健康の増進及び文化の向上に資するため、益城町総合体育館（以下「総合体育館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 総合体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
益城町総合体育館	益城町大字木山236番地

（業務）

第3条 総合体育館は、次に掲げる業務を行う。

- （1） 町民の体育・スポーツの振興及び健康増進に必要な業務
- （2） 体育・スポーツのための施設及び設備（以下「施設等」という。）の提供
- （3） その他益城町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める業務

（休館日）

第4条 総合体育館の休館日は、次のとおりとする。

- （1） 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後において、当該休日に最も近い休日でない日）
- （2） 12月28日から翌年1月4日まで（前号に該当する日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、若しくは別に定めることができる。

（使用時間）

第5条 総合体育館の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(使用の許可)

第6条 総合体育館を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、総合体育館の使用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(4) その他総合体育館の管理上支障を生じるおそれがあるとき。

(使用許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用を停止させることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき、又は職員の指示に従わないとき。

(2) 前条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により許可を受けたとき。

(4) 公益上やむを得ない事情が生じたとき。

(5) その他施設等の維持管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 町長は、教育委員会が公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、町長は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 教育委員会が管理上の都合により使用の許可を取り消したとき。

(2) 使用者が使用日の7日前までに使用許可の取消し又は変更を申し出て、教育委員会がその理由を認めたとき。

(3) その他不可抗力により、使用できなかったとき。

(指定管理者による管理)

第11条 総合体育館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により総合体育館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、総合体育館の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は使用時間を変更することができる。

3 第1項の規定により総合体育館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第7条の規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により総合体育館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が総合体育館の管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により総合体育館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が総合体育館の管理を行うこととされた期間前に第6条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第12条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条各号に掲げる業務

(2) 総合体育館の使用の許可に関する業務

(3) 総合体育館の施設等の維持及び修繕に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が総合体育館の管理上必要と認める業務

(利用料金)

第13条 第8条第1項の規定にかかわらず、総合体育館の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表に定める額を基礎として、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるとき、その他町長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第15条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、指定管理者は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 指定管理者が管理上の都合により使用の許可を取り消したとき。

(2) 使用者が使用日の7日前までに使用許可の取消し又は変更を申し出て、指定管理者がその理由を認めたとき。

(3) その他不可抗力により、使用できなかつたとき。

(原状回復義務)

第16条 使用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第7条の規定により使用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、教育委員会において原状に回復し、これに要した費用は、使用者の負担とする。

3 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第17条 故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害等を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 町は、第7条各号に掲げる事由に該当して行った使用の許可の取消し若しくは変更、又は使用の停止によって使用者が被った損害について、賠償の責を負わない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月17日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月19日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第8条、第13条関係）

1 総合体育館使用料

区分	単位	1時間当たりの使用料
メインアリーナ	全面	2,200円
サブアリーナ	全面	700円
バスケットボールコート	1面	900円
バレーボールコート	1面	700円
バドミントンコート	1面	300円
卓球	1台	300円

備考 町外者の使用の場合は、2倍額の料金とする。

2 武道場使用料

区分	単位	1時間当たりの使用料
団体使用	柔道・剣道等	1面 600円
	武道活動以外	1面 600円
個人使用	柔道・剣道等	1回 100円

備考 町外者の使用の場合は、2倍額の料金とする。

3 トレーニングルーム使用料

区分	単位	2時間当たりの使用料
トレーニングルーム	1回	300円

備考 町外者の使用の場合は、2倍額の料金とする。

4 多目的室使用料

区分	単位	1時間当たりの使用料
エアロビクス等	全面	500円

卓球	1台	300円
----	----	------

備考 町外者の使用の場合は、2倍額の料金とする。

5 会議室使用料

区分	1時間当たりの使用料
第1会議室	300円
第2会議室	300円
控室1	200円
控室2	200円
ステージ横控室	200円
武道場控室1	100円
武道場控室2	100円
大会役員室	200円
児童室	100円

備考 町外者の使用の場合は、2倍額の料金とする。

6 空調設備等使用料

区分	1時間当たりの使用料	
空調設備	メインアリーナ	5,200円
	観覧席	2,400円
	ステージ	400円
	サブアリーナ	1,000円
	武道場	1,000円
	多目的室	400円
	第1会議室	300円
	第2会議室	300円
	控室1	200円
	控室2	200円
	大会役員室	200円
	放送室	100円
	武道場控室1	200円

	武道場控室 2		200円
	児童室		200円
照明器具	メインアリーナ	全部点灯	500円
		2分の1点灯	200円
	サブアリーナ	全部点灯	100円

7 体育以外を目的として使用する場合の使用料

(1) 入場料又はこれに類するものを徴収しない催物

区分		1時間当たりの使用料
営利又は宣伝を目的としない催物	メインアリーナ	3,300円
	サブアリーナ	1,050円
その他	メインアリーナ	4,400円
	サブアリーナ	1,400円

(2) 入場料又はこれに類するものを徴収する催物

区分		1時間当たりの使用料
社会教育団体、学生等が行う催物	メインアリーナ	8,100円
	サブアリーナ	2,400円
その他	メインアリーナ	20,250円
	サブアリーナ	6,000円

備考

- 1 1時間に満たないときは、1時間とみなす。
- 2 特別の設備に要する費用は、使用者の負担とする。
- 3 催物の開催日以外の準備、機材の撤去その他これらに類する行為のための使用料は、1 総合体育館使用料による。
- 4 器具その他設備のための外部からの持込みは、事前に許可を要する。
- 5 特別の設備外電気器具を使用する場合は、実費相当額を徴収する。
- 6 町外者の使用の場合は、2倍額の料金とする。

8 体組成計測定使用料

区分	単位	1人1回当たりの使用料
体組成計測定	1回	500円

備考 町外者の使用の場合は、2倍額の料金とする。

9 付帯設備使用料

区分	1回当たりの使用料
バスケットボールオフィシャル一式（電光得点表示装置等）	2,000円

改正

平成26年9月18日条例第13号

平成30年3月14日条例第4号

平成31年3月13日条例第6号

令和元年9月24日条例第18号

益城町町民運動場の設置及び管理に関する条例

益城町町民運動場の設置及び管理に関する条例(昭和48年益城町条例第14号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 町民の体育及びスポーツの振興を図るとともに、町民の健康の増進及び文化の向上に資するため、益城町町民運動場（以下「町民運動場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 町民運動場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
益城町町民グラウンド	益城町大字宮園302番地
益城町飯野町民グラウンド	〃 赤井1822番地
益城町広安町民第1グラウンド	〃 広崎1160番地1
益城町津森町民グラウンド	〃 田原512番地2
益城町福田町民グラウンド	〃 福原1126番地

(業務)

第3条 町民運動場は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 町民の体育・スポーツの振興及び健康増進に必要な業務
- (2) 体育・スポーツのための施設及び設備（以下「施設等」という。）の提供
- (3) その他益城町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める業務

(休業日)

第4条 町民運動場の休業日は、12月28日から翌年1月4日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、休業日を変更し、若しくは別に定めることができる。

(使用時間)

第5条 町民運動場の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(使用の許可)

第6条 町民運動場を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、町民運動場の使用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(4) その他町民運動場の管理上支障を生じるおそれがあるとき。

(使用許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用を停止させることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき、又は職員の指示に従わないとき。

(2) 前条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により許可を受けたとき。

(4) 公益上やむを得ない事情が生じたとき。

(5) その他施設等の維持管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、当該校区住民の使用については、使用料を免除する（夜間照明施設の使用料を除く。）。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 町長は、教育委員会が公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、町長は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 教育委員会が管理上の都合により使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者が使用日の7日前までに使用許可の取消し又は変更を申し出て、教育委員会がその理由を認めたとき。
- (3) 降雨その他不可抗力により、使用できなかったとき。

(指定管理者による管理)

第11条 町民運動場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- 2 前項の規定により町民運動場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、町民運動場の休業日を変更し、若しくは別に定め、又は使用時間を変更することができる。
- 3 第1項の規定により町民運動場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第7条の規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 4 第1項の規定により町民運動場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が町民運動場の管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。
- 5 第1項の規定により町民運動場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が町民運動場の管理を行うこととされた期間前に第6条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第12条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる業務
- (2) 町民運動場の使用の許可に関する業務
- (3) 町民運動場の施設等の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が町民運動場の管理上必要と認める業務

(利用料金)

第13条 第8条第1項の規定にかかわらず、町民運動場の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表に定める額を基礎として、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるとき、その他町長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第15条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、指定管理者は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 指定管理者が管理上の都合により使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者が使用日の7日前までに使用許可の取消し又は変更を申し出て、指定管理者がその理由を認めたとき。
- (3) 降雨その他不可抗力により、使用できなかったとき。

(原状回復義務)

第16条 使用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第7条の規定により使用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、教育委員会において原状に回復し、これに要した費用は、使用者の負担とする。

3 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第17条 故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害等を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 町は、第7条各号に掲げる事由に該当して行った使用の許可の取消し若しくは変更、又は使用の停止によって使用者が被った損害について、賠償の責を負わない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月18日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月14日条例第4号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月13日条例第6号)

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月24日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第8条、第13条関係)

1 益城町町民グラウンド使用料

区分		単位	使用料
グラウンド	全面	1時間	600円
	1 / 2面 (A・Cコート/野球)	1時間	300円
	1 / 4面 (A・B・C・Dコート/ソフトボール)	1時間	150円
ミニサッカーコート		1時間	300円
相撲場		1時間	150円

備考

- 1 町外者の使用は、倍額料金とする。
- 2 ミニサッカーコートは、スパイクシューズの使用を禁止する。
- 3 使用料は、運動場備品料金を含む。

2 益城町町民グラウンド夜間照明施設使用料

区分	単位	使用料

グラウンド	全点灯	1 時間	2,000円
	Aコート／Cコート	1 時間	750円
	Bコート／Dコート	1 時間	500円
ミニサッカーコート		1 時間	350円
相撲場		1 時間	100円

備考

- 1 町外者の使用は、倍額料金とする。
- 2 夜間照明施設の使用時間は、原則として以下のとおりとする。
 - (1) 4月から10月までは、午後7時から午後10時までとする。
 - (2) 11月と3月は、午後6時から午後9時までとする。
 - (3) 12月から2月までは、午後5時から午後8時までとする。

3 益城町飯野町民グラウンド使用料

区分	単位	使用料
グラウンド	1 時間	150円

備考 町外者の使用は、倍額料金とする。

4 益城町広安町民第1グラウンド使用料

区分	単位	使用料
多目的グラウンド	1 時間	150円
グラウンドゴルフ・ゲートボール場	1 時間	150円

備考 町外者の使用は、倍額料金とする。

5 益城町津森町民グラウンド使用料

区分	単位	使用料
グラウンド	全面	1 時間 200円
	1 / 2 面	1 時間 100円
ゲートボール場	1 時間	100円
グラウンドゴルフ場	1 時間	100円

備考 町外者の使用は、倍額料金とする。

6 益城町津森町民グラウンド夜間照明施設使用料

区分	単位	使用料
----	----	-----

グラウンド	全面	1 時間	750円
	1 / 2 面	1 時間	500円

備考

- 1 町外者の使用は、倍額料金とする。
- 2 夜間照明施設の使用時間は、原則として午後7時から午後10時までとする。

7 益城町福田町民グラウンド使用料

区分	単位	使用料
グラウンド	1 時間	200円
ゲートボール場	1 時間	100円

備考 町外者の使用は、倍額料金とする。

益城町総合運動公園

指定管理者として
YMCA・キューネット益城町体育施設共同企業体が
運営をしています。

施設案内 GUIDE

益城町総合運動公園TOP

益城町総合体育館

益城町町民グラウンド

益城町陸上競技場・テニスコ
ート

益城町飯野町民グラウンド
(2021年4月20日より利用再開)

益城町津森町民グラウンド
(2021年11月9日より利用再開)

益城町福田町民グラウンド

広安町民第1グラウンド
(2021年4月20日より利用再開)

● 熊本YMCA 一覧



RSS1.0 RSS2.0

益城町総合体育館

いいね! 0



→ 交通アクセス

→ 見取図

→ 予約状況照会

[更新情報・お知らせ>>](#)

受付時間・受付方法

- 午前8時30分から午後9時まで(休館日を除く)
- 申請者は印鑑を持参のうえ、総合体育館窓口で申請してください。
- 町内者は使用日の2ヶ月前、通常は1ヶ月前から受付ます。
- 使用料は全額前納です。
- 1時間に満たない場合は、1時間とみなします。

※許可後の変更・取消しについて

- 使用者の都合により施設の使用がなくても使用料のお返しはできません。
- 使用日から起算して7日以内に使用日の取消しの届出をされた場合、使用料のお返しはできません。また用日の変更もできません。(それ以前の届出は、変更又は半額返金できます。)
- メインアリーナのバスケットコート利用は、準備の都合上 前日までの申請が必要となります。

所在地

〒861-2242 熊本県上益城郡益城町木山 236

Tel 096-289-2433

[>>地図はこちら](#)

駐車場

500台(陸上競技場と共用)

交通アクセス



産交バス

- ・交通センターより40分
- ・健軍電停より20分
- ・寺迫バス停下車徒歩7分

タクシー

- ・交通センターより30分
- ・健軍電停より10分

休館日

休館日は毎週月曜日(祝日、または祝日の振替日となる場合は翌日)、年末年始休館日(12月28日から翌年1月4日)、休館日を変更又は臨時に休館日を定めることもあります。

利用可能時間

9:00～22:00

使用条件

1. 許可なく施設、設備及び用具を使用しないこと。
2. 施設、設備を損傷し、又は汚損しないこと。
3. 所定の場所以外に出入しないこと。
4. 物品の販売をしないこと。
5. 壁、柱等に貼り紙、打釘等をしないこと。
6. 施設使用後は、直ちに整理し、清掃し、清潔の保持に努めること。(ゴミはすべてお持ち帰りください。)
7. 使用時間を厳守すること。(使用時間は準備、後片付け、清掃の時間も含む。)
8. 使用目的以外に使用し、又は他の者に転用させてはならない。
9. 施設等を損傷したときは、速やかに管理者に報告し、その指示に従うこと。
10. 収容定員を超過して入場させないこと。
11. 施設の維持・秩序保持のため係員の指示がある場合は、責任者及び整理員をおくこと。
12. その他熊本YMCAの指示する事項に従うこと。
13. 前各号に違反する行為があった場合は、その者又は団体に対しては、その後の使用を許可しない。
14. 条例及び規則等に違反したと認めた場合は、使用許可を取り消すことがあります。
15. 熊本YMCAは、前項の規定により許可を取り消した場合において、当該取り消しに伴う損害賠償の責を負いものとする。

施設案内

メインアリーナ



使用目的

球技(バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球など)

サブアリーナ

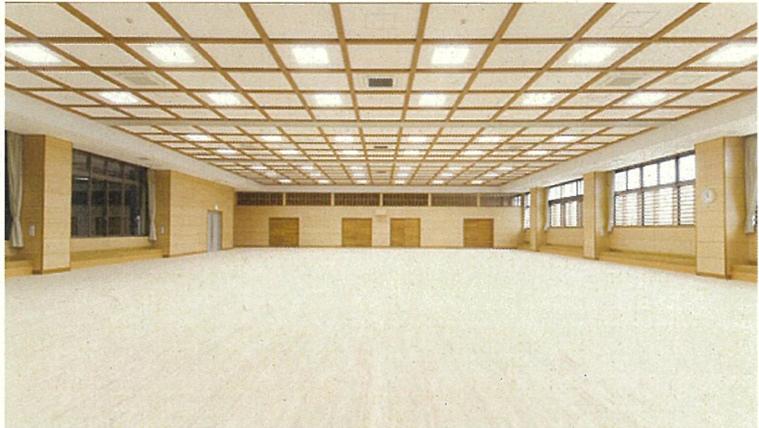




使用目的

球技(バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球など)

武道場



使用目的

畳敷き:柔道

板張り:空手、剣道

スポーツジム



多目的室





第1会議室

第2会議室

選手控室1

選手控室2

大会役員室

ステージ横控室

お問い合わせ先

益城町総合体育館

〒861-2242 熊本県上益城郡益城町木山236

Tel 096-289-2433

▲このページ

ホーム

YMCAについて

施設一覧

メールマガジン

採用情報 JOB AD.

国際・地域貢献

子どもプログラム

青年・大人プログラム

幼稚園・保育園

専門学校

日本語教室

お問い合わせ

資料請求



益城町総合運動公園

指定管理者として
YMCA・キューネット益城町体育施設共同企業体が
運営をしています。

施設案内 GUIDE

益城町総合運動公園TOP

益城町総合体育館

益城町町民グラウンド

益城町陸上競技場・テニスコ
ート

益城町飯野町民グラウンド
(2021年4月20日より利用再開)

益城町津森町民グラウンド
(2021年11月9日より利用再開)

益城町福田町民グラウンド

広安町民第1グラウンド
(2021年4月20日より利用再開)

● 熊本YMCA 一覧



RSS1.0 RSS2.0

益城町町民グラウンド



いいね! 0

→ 交通アクセス

→ 予約状況照会

受付時間・受付方法

- 午前8時30分から午後9時まで（休館日を除く）
- *ただしナイター利用の場合は、当日の午後5時までの受付となります。
- 申請者は印鑑持参のうえ、総合体育館窓口で申請してください。
- 初めてのご利用の方は利用者登録申請が必要です。
- 町内者は使用日の2ヶ月前、通常は1ヶ月前から受付ます。
- 使用料は全額前納です。
- 1時間に満たない場合は、1時間とみなします。

※許可後の変更・取消しについて

- 使用者の都合により施設の使用がなくても使用料のお返しはできません。
- 使用日から起算して7日以内の使用日の取消しの届出をされた場合は、使用料のお返しはできません。また、用日の変更もできません。

所在地

〒861-2241 熊本県上益城郡益城町宮園302

駐車場

240台収容



休館日

年末年始休日（12月28日から翌年1月4日まで）、臨時に休日になる場合もあります。

利用可能時間

9：00～22：00

ナイター照明の使用時間は、原則として(4月～10月)19時～22時・(11月)18時～21時・(12月～2月)17時～20時(18時～21時)

使用条件

1. 許可なく施設、設備及び用具を使用しないこと。
2. 施設、設備を損傷し、又は汚損しないこと。
3. 物品の販売をしないこと。
4. 壁、柱等に貼り紙、打釘等をしないこと。
5. 施設使用後は、直ちに後片付け・清掃・グラウンド整備を行い、清潔の保持に努めること。（ゴミは必ず持ち帰りください。）
6. 使用時間を厳守すること。（使用時間には準備・後片付け・清掃・グラウンド整備時間も含まれます。）
7. 使用目的以外に使用し、又は、他の者に転用させてはならない。
8. 施設等を損傷したときは、速やかに管理者に報告し、その指示に従うこと。
9. 施設の維持・秩序保持のため係員の指示がある場合は、責任者及び整理員を置くこと。
10. その他指定管理者の指示する事項に従うこと。
11. 前各号に違反する行為があった場合は、その者又は団体に対しては、その後の使用を許可しない。
12. 条例及び規則等に違反したと認めた場合は、使用許可を取り消すことがあります。
13. 指定管理者は、前項の規定により許可を取り消した場合において、当該取り消しに伴う損害賠償の責を負うものとする。

ミニサッカーコートを利用する場合は以下の条件を順守してください。

- 小学生以下
- スパイク使用禁止
- その他芝の状態等により使用を制限する場合があります

施設案内

グラウンド

野球（軟式のみ）、ソフトボール、軽スポーツ



ミニサッカーコーナー

相撲場

お問合せ先

益城町町民グラウンド

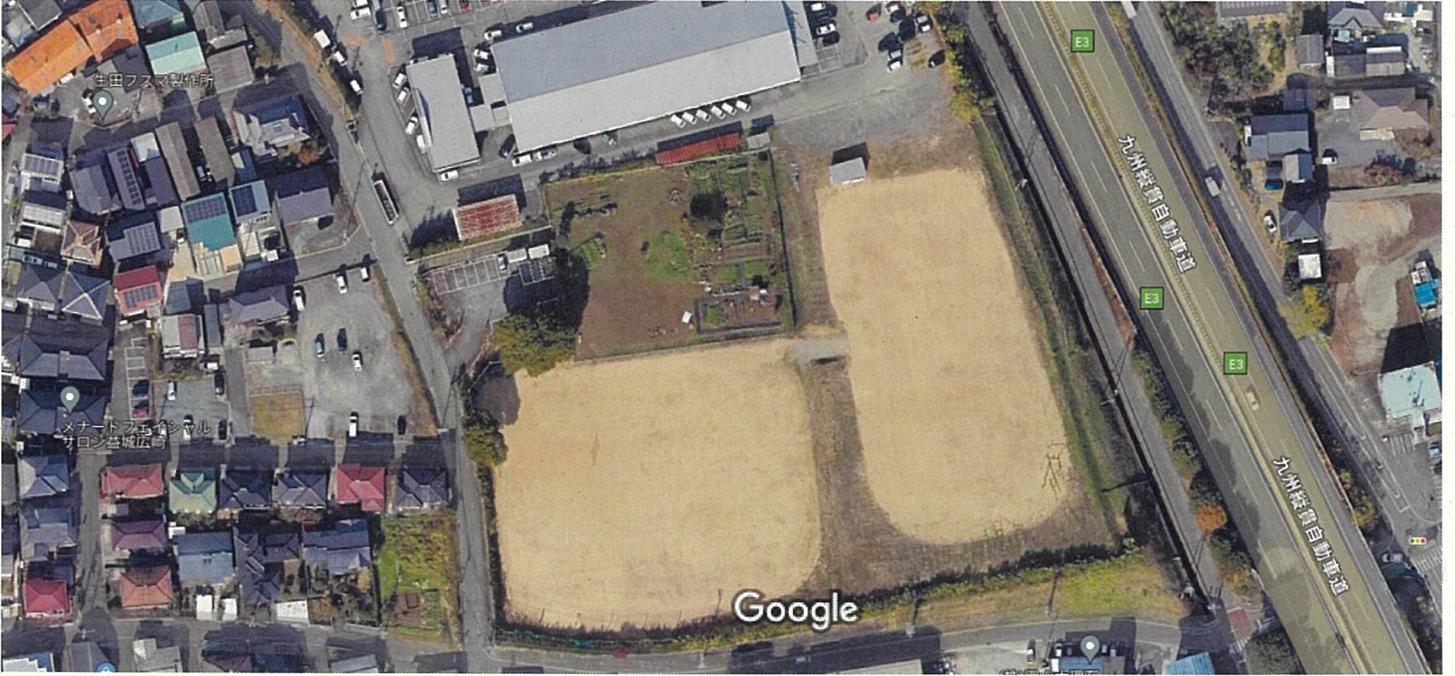
〒861-2241 熊本県上益城郡益城町宮園302

Tel 096-289-2433（総合体育館）





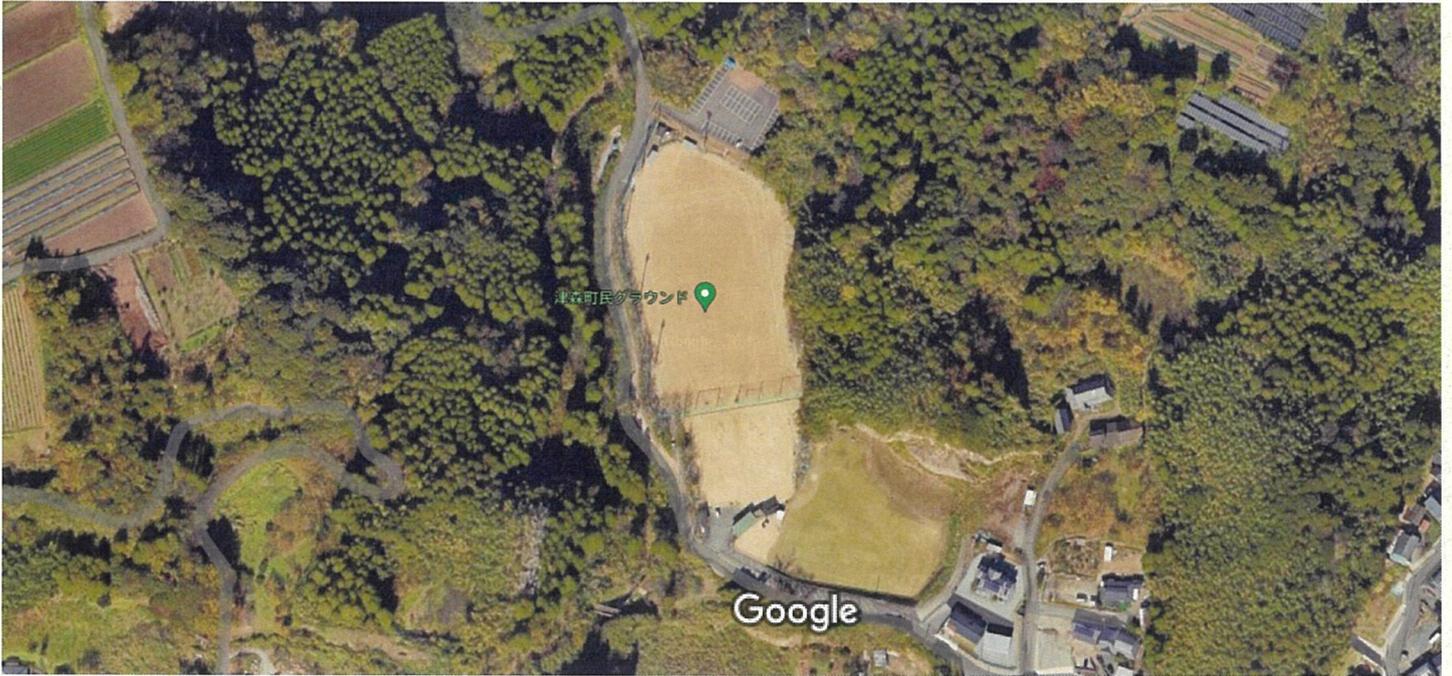
画像 ©2024 Airbus、Maxar Technologies、地図データ ©2024 20 m



画像 ©2024 Airbus、Maxar Technologies、地図データ ©2024 20 m



画像 ©2024 Airbus、Maxar Technologies、地図データ ©2024 20 m



画像 ©2024 Airbus、Maxar Technologies、地図データ ©2024 50 m